
日本村落研究学会 研究通信

(No.185 1996.10.5)

《事務局》細谷 昂、小林一穂、水上英徳、山田佳奈
〒980-77 仙台市青葉区片平二丁目1-1
東北大学大学院情報科学研究科社会構造変動論研究室
TEL/FAX: 022-217-5081
郵便振替口座 02280-5-10802

山形・南陽市大会特集号

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1.1996年 山形・南陽市大会について | 4.1996年度第4回理事会 |
| 2.大会スケジュール | 5.国際研究会合参加者募集のお知らせ |
| 3.報告要旨 | 6.会員異動 |
-

1996年 山形・南陽市大会について

大会事務局 大川健嗣

①大会日程：	エクスカージョン：	10月24日(木)	13:00~18:00
	編集委員会：	10月24日(木)	20:00~22:00
	大会第1日：	10月25日(金)	9:00~17:00
	理事会：	10月25日(金)	12:20~13:20
	セッション打合せ：	10月25日(金)	12:20~13:20
	総会：	10月25日(金)	17:05~18:05
	懇親会：	10月25日(金)	18:30~20:30
	大会第2日：	10月26日(土)	8:45~15:25
	理事会：	10月26日(土)	12:25~13:25

②大会会場： 山形県南陽市（赤湯温泉）「ハイジアパーク南陽」

〒999-22 山形県南陽市上野1855-10

TEL (0238) 45-2200 FAX (0238) 45-3006

大会会場への交通ルートは、山形新幹線もしくは奥羽本線で「赤湯」駅下車。
「赤湯」駅から大会会場へはマイクロバスを運行します。詳細は大会参加の
予備登録を申し込まれた方への案内でお知らせしますが、ほぼ次のように予
定しています。

「赤湯駅」発 [① 9:00 ② 11:20 ③ 12:15

④ 12:50 ⑤ 13:45 ⑥ 14:45]

(タクシー利用の場合は、1,000円近くかかります。)

③宿泊所： 山形県南陽市（赤湯温泉）「上杉の御湯 御殿守（ごてんもり）」旅館

〒999-22 山形県南陽市赤湯989

TEL (0238) 43-3125 FAX (0238) 43-3107

大会会場から旅館へはマイクロバスを運行します。直接旅館へ向かわれる方
はタクシーをご利用下さい。(時間によっては旅館に車で迎えを頼むこと
も可能ですが、旅館の車は大会会場との間の運行に使用することを優先にさ
せていただきますので、ご了承下さい。)

④エクスカージョン： 午後1時 JR「赤湯」駅集合

南陽市 (「夕鶴の里」：民話の語り部)

高畠町 (有機農業の農場見学および有機農業実践者と

「たかはた共生塾」の塾生との懇談)

午後6時 「御殿守」旅館着

時間的に余裕のない行程になっていますので、集合時間に遅れないようお願い
いたします。

⑤参加費用：	大会参加費	2,500円(学生 2,000円)
	エクスカージョン参加費	2,000円(学生 1,000円)
	宿泊費(1泊2食)	10,000円
	懇親会費	3,500円(学生 2,000円)
	昼食代(1食)	1,200円

前回までの費用とは若干の変更があります。ご了承下さい。

⑧大会事務局： 大川健爾・國方敬司・横山敏・佐藤直由(山形大学人文学部)

連絡先： TEL/FAX 0236-28-4747(佐藤研究室)

〒990 山形市小白川町1-4-12

山形大学 教養教育1号館(人文学部) 佐藤直由あて

⑨連絡先について：23日まで →上記大会事務局連絡先

25日～26日(日中) →「ハイジアパーク南陽」

FAX(0238)45-3006

24日～25日(夜) →「御殿の守」旅館 FAX(0238)43-3107

学会大会案内

10月25日（金）・26日（土）

自由報告セッション

[1日目]

セッションⅠ 歴史的に社会の実相に迫る

座長 宇佐美 繁

宇都宮大学

①大越 良裕

村落社会と講組織

東北大学院

--19世紀初頭を中心として--

②武田 共治

封建勢力と農本主義運動

弘前大学

--庄内山居倉庫を事例として--

③菅野 仁

農本主義と産業組合運動

青森公立大学

--山形県庄内地方を事例として--

④長谷部 弘

庄内地方財閥風間家の地主経営

東北大学

セッションⅡ 地域の集団活動を考える

座長 小林 月子

岐阜大学

⑤水上 英徳

農業生産組織の存続と個別経営農家のゆくえ

東北大学

--宮城県鹿島台町山船越地区の事例--

⑥小林 浩樹

過疎地域活性化のための集団活動

明治大学院

セッションⅢ 理論的に農家・農政を位置づける

座長 池本 良教

農政調査委員会

⑦細川 甚孝 新国際分業下における日本の農業政策の検討 上智大学院

⑧明石 光一郎 農家の余剰労働力についての諸説整理 農業総合研究所

セッションⅣ アジアの農業・農村を考える

座長 若林 敬子

人口問題研究所

⑨林 在圭 「宜寧南氏忠壮公派」宗族の構造と機能 早稲田大学院

⑩董 永杰 中国国有新華農場における個と集団 東京農業大学院

⑪北原 淳 ポスト緑の革命とアジア農業のゆくえ 神戸大学

セッションⅤ 家族・農村の社会過程を史的にふり返る

座長 福田 はぎの

文教大学

⑫高橋 基泰 日英村落の比較史的分析 --家族構造と世代継承-- 愛媛大学

⑬高田 知和 戦前期における農村産業組合教育と農村青年 早稲田大学

⑭鷹田 和喜三 文学に見る根釧地方の酪農村の前史 釧路公立大学

--早川三代治の「土と人」を通して考える--

セッションVI 農家家族の在り方と継承の条件を検討する

座長 永野 由紀子

愛媛大学

⑮川手 督也

農家家族の変容と家族協定

農業研究センター

--親子契約と家族経営協定のあいだ--

⑯高村 竜平

墓参にみる家と親類

京都大学院

--京都府舞鶴市における沿岸村落の事例から--

⑰泉館 智寛

秋田県果樹地帯における農家継承

いわき明星大学

番外編セッション

⑱スライド上映会 (1日目懇親会の後、任意参加方式)

大友由紀子

世界農村社会学会

十文字学園女子大学

ルーマニア大会に参加して

[2日目]

セッションVII 産消提携と有機農業の関係を問う

座長 中道 仁美

静修女子大学

⑲波多野 豪

有機農業運動における産消提携の新展開

京都短期大学

--兵庫県南光町と市島町の事例を中心に--

⑳劉 文静

「米産直」における有機農業運動の一考察

東北大学院

--山形県遊佐町の事例研究--

大会テーマ・セッション

セッションⅧ 有機農業運動の可能性と課題 -- 農村の再生、都市との連携

座長 徳野 貞雄

広島県立大学

報告者

保田 茂 有機農業運動の現段階と今後

神戸大学

宇根 豊 脱近代化運動としての有機農業

福岡農業改良普及センター

中島 紀一 有機農産物基準問題と農業戦略論

鯉渕学園

星 寛治 共生社会を拓く有機農業運動

有機農業者

青木 辰司 有機農業運動から見える「いえ」と「むら」 秋田県立農業短期大学
-- 「村落社会研究」と有機農業運動の接点を求めて --

村落社会と講組織—19世紀初頭を中心として—

東北大学大学院文学研究科博士後期課程(国史) 大越 良裕

近世後期各地の村落に見受けられるようになる講には、大きく分けて二種類存在する。まず一つが地域村落において、無尽講に見られるような商業的・経済的活動と密接に関連した講である。またもう一つが、地域社会における堂社を新たに祀ったりあるいは再建したり、戸隠山・善光寺の参詣のための講を組織したりした、地域村落の寺社に対する信仰や民俗宗教との密接な関連における講である。これら二種類の講について、信州上田藩上塩尻村(現長野県上田市)の史料を用いて、前者については、それぞれの同族団の長として位置付けられるであろう人物が代表として(?)参加しているのに対して、後者に関して言えば、村落の(ここでは上塩尻村)構成員たる家の長がほぼすべて参加していることがうかがえる。この両者の相違点については、前者が地域外の商業活動の要素を含んだものであるために、村落を超えた領域での論理が介在し得る存在である(すなわち、社会的に商業活動を通じて村落内領域では帰結し得ない要素を含んだ存在である)のに対して、後者は村落社会の枠組みの中で地域社会における一定の社会的な役割を担う必要性から、村落社会内の社会的秩序維持の論理が存在していることがうかがえる。そういった意味で、それぞれの講の構成単位の負担の割合がどれだけであるかを分析することによって、両者の講組織の形成・維持がどのような構造になっているのかを明らかにしていく。また、講組織形成の要因として、それぞれの講の構成単位の、経済力に裏付けられた社会的地位の向上が社会的状況として存在するが、寺社参詣・信仰の高まりや堂社の再建・石塔の建立を目的とした講組織が、そうした状況にともなって村落社会内の秩序維持の必要性が高まってくることを明らかにし、地域・村落において単に宗教的な紐帯の強化を目的としたものではないといった、講組織の形成要因の一側面を示してゆく。さらに、そうした「講」と呼ばれる二系統の組織の形成・維持の原理が、講組織の構成単位である家や同族団の加入目的によって様々な要素をはらんでいるために、村落内部における重層構造としては捉えきれない側面が存在していることを、他方では、講組織の構成単位の種々の活動によって生じる責任の所在や、その活動の範囲自体も示していることを考察する。

そういった両者の講の組織構造の実態を明らかにし、その上で、講組織の存在意義や役割が、どのような歴史的背景によって規定されているのか、そしてどのような歴史的な変遷をたどっていくのか、化政期を中心として寛政期から幕末期までを概観してゆく。特にここでは、地域内外経済の発展との関わりであるとか、あるいは上田藩の綿などの商業統制に見られるような藩政の具体的な影響力、さらにはそうした状況下における村落社会の民俗宗教や寺社参詣・信仰への関心の高まりといった、地域・村落レベルにおける様々な要素との関連に着目して、それぞれ政治・経済・社会の村落に与える影響がどの程度のものであり、村落構造や講の組織構造との関わりにおいてどのような役割を果たしていたのかを分析的に考察してゆく。そうした検討を通じて、19世紀の初め江戸を中心として起こった化政文化に見られる時代的様相が、単に江戸に限定されたものではなく、地域・村落においても大きな時代的意義を持っていたことを明らかにし、そうした時代背景によって村落構造が大きく変動することを論じてゆく。ただ今回については、その経過報告であり、その見通しを提示することになる。

封建勢力と農本主義運動

—— 庄内山居倉庫を事例として ——

弘前大学 武田共治

日本の耕作農民の思想と行動のリアリティーに迫ろうとした社会思想の一つとして、農本主義がある。とりわけ戦前国家独占資本主義期における代表的農本主義者として、権藤成卿、橘孝三郎、加藤完治がいたが、岡田温、石原莞爾などにもその傾向が指摘できる。彼らの思想の特徴点を整理すれば、①勤労主義、②小農主義、③家族主義、④農業主義、⑤愛国・日本主義ということになるろう。

この農本主義を批判的に検討した桜井武雄は、農本主義を、(1)封建時代の農本思想(石川理紀之助など)、(2)原著時代の農本主義(品川弥二郎など)、(3)資本主義興隆期の農本主義(横井時敬、酒匂常明など)と歴史段階的に捉え、(4)その後の農本主義として、①小ブルジョワ農本主義(橘孝三郎)、②地主=『村塾』型農本主義(山崎延吉、加藤完治)、③地主=『帝農』型農本主義(岡田温)、④官僚型農本主義(小平権一)を区分した。

確かに、農本主義といっても重視する論点の違い、依拠する農民層の違いなどにより多様性がある。また封建的、地主的、農民的、資本家的といった矛盾性もある。さらに、確固たる理論体系を有するとも言えず、いかなる社会勢力との関わりを持つかといった具体的な状況に応じて、具体的な行動をとるといった状況規定性がある。これは、農本主義が勤労農民の抱く「感覚、心情、考え方」の思想的表現であって、どの様な立場からいかに表現するかで異なってくるからであろう。

そのような観点から、戦前国家独占資本主義期の農本主義として、①封建思想的農本主義(権藤成卿)、②勤労農民的農本主義(橘孝三郎、加藤完治)、③国体主義的農本主義(岡田温、石原莞爾)などが区分できるだろうと考えている。

ところで、様々な立場から勤労農民の抱く「感覚、心情、考え方」を思想的に表現しようとしたのは、それぞれ異なった立場から勤労農民を捉え、それぞれに彼らの支持を得ようとしたからに他ならない。

そこで、本報告では、封建思想的農本主義を検討の対象とする。具体的には山形県庄内地方の山居倉庫の創業、その推進思想となった旧庄内藩主酒井家を中心とする「御家禄派」の郷学思想を見ることで、封建勢力が近代日本において、どのように生き延びようとしたのか、そこに農本主義がどう関わるのかを検討することをめざしたい。

なお、庄内地方には、加藤完治の影響も広く見られる。加藤は山形県立自治講習所の初代所長であり、山木武夫、渋谷勇夫といった弟子たちは地主の経済力からの産業組合自立化運動を展開し、農業倉庫を建設した。この農業倉庫が山居倉庫と激しい対立関係となったことは言うまでもない。この加藤の農本主義、及び山木たちの農本主義と、封建思想的農本主義としての郷学思想との差異や共通性などについても、必要に応じて言及することにしたい。

農本主義と産業組合運動

—山形県庄内地方を事例として—

青森公立大学 菅野 仁

戦前期の東北農民が、国家政策に対する反発や同調といった対応を通して、自分たちの生活を組織化しながら、自らの生活利害を貫徹していった実情を明らかにすること——これが本報告の課題である。そのことに関して、山形県庄内地方、とくに旧新堀村の動きを事例として検討を加えたい。つまり旧新堀村においては、ここで言う国家政策への対応が、単なるその場その場で偶然的になされる経験的判断ではなく、かといって現実の動きから全く遊離した理念の自己展開でもなくなされたのである。そしてこのことは、とりわけ山木武夫をリーダーとする旧新堀村落野目信用組合の動きにみるのできるのである。

明治中期の乾田馬耕にはじまり、耕地整理、小作争議、産業組合運動、負債整理事業等々と連なる庄内におけるさまざまな活動の展開は、この地域の農民が、いかに敏感に体制変動と国家政策の展開に反応してきたを示している。しかもこうした諸活動の展開は、ほとんど例外なく、なんらかの「思想的」支柱をもち、それらによって内的に支えられていたのである。その「思想的」支柱は、多くの場合農本主義的傾向をもっていたと考えられる。とりわけ庄内の産業組合運動の展開の一翼を担った北平田村の渋谷勇夫、大和村の富樫義雄新堀村の山木武夫ら活動においては、加藤完治の思想と人となりが大きな影響力を持ったといえよう。加藤の影響はその思想内容もさることながら、彼が身をもって示す実践的態度にある。とはいえここでは、加藤完治の思想そのものではなく、その弟子たちが庄内という現実のなかで展開した具体的な運動に焦点をあてることにする。

本報告では、特に産業組合運動が展開された大正末期から昭和恐慌期、そして戦時体制期にかけての時期にしぼって考察を試みたい。というのはこの時期は、ある意味で最も鮮明な形で、地主支配からの脱却によって農民が自己の生活の主體的形成を志向し、またそうした運動がかなりの現実的力を持ちえた時期であり、しかもそれが、戦時体制へと向かう国策への「同調」という形をとらざるをえなかった一種の〈悲劇性〉を帯びるという特徴をもつ時期だからである。そしてこうした運動を精神的に支えたのが、「農本主義」思想であり、庄内ではとりわけ加藤完治の思想とその〈人となり〉が、圧倒的な影響力をもったのである。

こうした一連の運動の具体的な展開過程について、ここでは、渋谷勇夫、富樫義雄とともに、「庄内産組運動の三羽鳥」と呼ばれた、新堀村の山木武夫の諸活動、とりわけ落野目信用組合の形成に着目する形で論じてみたい。

現代日本の激動する農村社会において、既存の農業生産は根底からゆさぶられ、さまざまな農業生産組織が試行的に形成されている。機械の共同利用から集団営農や全面協業にいたる多様な形態の農業生産組織には、加入農家の農業経営を補完したりそれを代行したりしながら「イエとしての存立基盤」を確保するという機能が期待されている。その一方で、生産組織に参加せず個別経営にこだわる農家は、「イエ」の存立維持にむけて同様に必死の努力を重ねている。そのさい非加入農家は、個別経営の規模拡大が制約されるという条件のもとで従来の経営規模を維持しながら稲作兼業の道を歩むことになる。皮肉なことに、加入農家のばあい個別経営の維持という悲願がないだけに組織を脱退して離農するケースがみられるのに対して、個別経営農家は、加入農家よりも多様な形態で兼業に柔軟に対処するという利点を活かしながら農家としての基盤を兼業に力点をおきつつ維持している。将来展望はともかくとして、強固な農業生産組織が存立している状況で短期的には非加入農家が農業環境の激変に耐えようとしているとあってよいだろう。

本報告が対象地としてとりあげる宮城県鹿島台町山船越地区では、第一次構造改善事業の導入をきっかけとして1965年に水稻組合と養鶏組合からなる地域複合が結成され、それ以来30年にわたり強固な集団営農が展開されてきた。結成時点で同地区の営農志向の強い農家の大半は生産組織に参加したものの個別経営を選択した農家もあり、営農志向の弱い農家の多くは全面委託農家になった。近年、この地域複合では水稻組合の規模拡大がままならないだけでなく、卵価の低下という条件のもとで養鶏組合が深刻な経営危機に直面しており、1995年6月にはついに地区外の養鶏業者に経営委譲されるに至っている。この30年以上の長きにわたる生産組織の存続は、それがなかったばあい以上に農民層分解を促進しているといつてよい。本報告では、農家成員の就労構造の変化に焦点をあて、生産組織の加入農家と個別経営農家とがいかなる経過をたどり現在どのような問題状況に直面しているのかを検討することにした。

加入農家の動向としてまず第一に注目されるのは、水稻組合離脱農家の存在である。組合に就労していた本人は花栽培販売業やトビ職といった職につき、離脱のさいに所有田はすべて水稻組合に全面委託されている。第二に、加入農家の農業後継者として期待されていた人びとが組合に就労しなくなったということが挙げられる。この地域複合では、加入農家の後継者が水稻の全面協業経営に参加し世帯主男子と後継者の嫁にあたる女性とが養鶏組合に就労するというかたちで、夫婦2世代の労働力の通年にわたる効率的な燃焼が可能であった。ところが、近年、後継者層は水稻組合ではなく恒常的賃労働に従事するようになり、後継者の嫁の地位にあたる女性たちもはや養鶏組合には就労せずパート就労など農外労働につくようになった。この地区で可能な兼業よりも養鶏組合への就労が収入や生活時間の点で有利であるところにこの地域複合の最大のメリットがあったのに、いまやそのメリットが失われつつあるからである。

個別経営農家のばあいは、地区内のほとんどの経営委託が水稻組合に集中するなかで規模拡大の道を阻まれており兼業化の度合いを深めざるをえなくなっている。農業労働には主として世帯主層が従事し後継者層は恒常的賃労働につくといつかたちで、稲作の経営規模を維持しながら可能なかぎり農外就労を拡充してイエとしての存立基盤の充実をはかっている。こうした個別経営農家のあり方は、所得獲得競争の面ではばあいによっては加入農家よりも優位な地位にあるといつてよい。とはいえ、経営主層がリタイヤしたのちに後継者層が自家農業を維持し続けるかどうかは大いに問題である。

「過疎地域活性化のための集団活動」

明治大学大学院 小林浩樹

日本の過疎化は高度経済成長期に始まったが、それ以後多くの過疎対策事業が行われてきた。そして、過疎地域活性化には地域住民の所得を確保し、雇用を創出することが最も重要であろう。しかし、多くの過疎地域における従来の基幹産業である農林業は日本の産業構造が変化するにつれて、大きく変化し、さらには後退せざるを得なかった。そこで過疎地域においても新しい産業の振興が必要となるが、今後の産業は、地域に存する資源を活用した住民が主体的に取り組むうる農林業とその関連産業であることが望ましいといえよう。

一方、新しい産業を振興する上では人々は集団を形成して、これにあたる必要であることはいうまでもない。この際日本の農山村において、集団の形成と活動の原理に変化が生じている点に注目しなければならないであろう。共同体を基調にし、家を基調にした古い原理から新しい個人を基調とした原理への変化に着目する必要がある。

このような視点から栃木県馬頭町における3つの事例をとりあげて地域活性化のための集団活動の問題点を探っていきたい。

第1は大山田地域活性化事業組合の事例である。稲作が減反政策によって、否定され、栽培放棄水田が多く出現してきたが、山間の放棄水田を活用して地域活性化を図っていこうとする試みである。大山田地域活性化事業組合は昭和61年ある個人の独創的自主活動から出発し、これに数人の同調者を伴って出発した。事業内容はナマズの養殖をし、さらにはキャンプ場、釣り堀等を展開してゆく計画である。そのメンバーは古い部落の枠組みにこだわらず、その範囲は広く、個人を基調とし現在のところ馬頭町の他の部落在住者にも拡大している点に特徴があるが、まだ試行錯誤の段階にあるといえよう。

第2は農産物直売所である。馬頭町はかつて稲作と並んで葉煙草の栽培が盛んであったが労働力不足に悩まされ、これが下火になったことによって、それに変わるべき作物が模索されていたが、野菜の栽培に着目した。昭和61年度に富山地区に余剰農産物の有効利用策として、農産物直売所が設立されたのを契機に昭和62年度には久那瀬地区、建武地区、小口地区に直売所ができ、現在は8ヶ所の直売所が設置されている。特に久那瀬地区直売所は平成3年度から平成7年度にかけて毎年売り上げ1億3千万円以上を記録し、直売所としては全国一を誇っている。8つの直売所は集落を単位としており「むら」的結合が見られる。しかし、加入脱退は任意であり、個人を単位としている面が見られる。

その第3は馬頭食肉加工組合「馬頭手作りハム」である。

これは農産物をそのまま出荷するのではなく、加工して付加価値を与えようとするもので、農協養豚部会の有志が昭和61年新農村地域定住促進対策事業を利用して設立した農事組合法人である。その目的は畜産農家の経営の安定と、就業機会の確保、そして地域特産物の育成である。

以上3つの事例から新しい産業と集団活動、そして新しい集団活動の原理の検証を試みる。

新国際分業下における日本の農業政策の検討

上智大学大学院文学研究科社会学専攻 細川甚孝

現在日本の農業に関する多くの制度は大きな変容を迎えつつある。多くの人々がこの変化に注目し、考察を重ねている。だが、社会学的な考察となると、そんなには多くはない。それは農業に関する社会学が農村に関する社会的性格に多く注意を払ってきたのに対して、農業制度にはあまり注意を払っていなかったからである。

そこで、本発表では、政策の変容の分析に社会学的な知見を利用することによって、世界的な社会構造と農業政策との変化の共変関係を明らかにする。

時期／対象は戦後の日本国内での農産物市場の保護と開放を中心とする農業政策の変化とする。そして理論的には世界システム論を採用する。この理論の長所である時空間の広がりをもこの分析に適用する。つまり、変化の要因として、資本主義世界経済 (Capitalist World-Economy) という歴史的な世界資本主義のネットワークを使用する。位相をこれまでの国民国家の中での政策の作り手、受け手とその効果という枠組みの中でなされてきた物から、世界的な資本主義の流れからこの政策の変容とそれに伴う農業を中心とした社会構造の変化といったものへと変容させる。その上でこれらの共変関係を明らかにする。

第2次世界大戦後、1970年代を境にして資本主義世界経済の動態は開発主義 (Developmentism) から国際主義 (Globalism) へと変容した。この変容は、幾つかの特徴を持って行われ、いわゆる「新国際分業」といわれている。世界的な農業／食糧体制に関するならば、GATTの性質の変容と多国籍食糧の勃興と食生活の西洋化がそれに当たるであろう。この変容は、ステート・システムにおけるボックス・ブリタニカに付随した第一次食糧体制とボックス・アメリカーナに付随した第二次食糧体制とアメリカ・E C・日本という三極体制の中での新しい食糧体制への移り変わりをなすものである。

この変化を背景にして日本の農業政策は変容してきた。価格政策・構造政策、土地政策の3つの軸で展開し、第二次大戦後に限定するならば、ボックス・アメリカーナからアメリカ・E C・日本という三極構造への変容の中で、目標は国内自給から大規模化、「近代」化へと変わっていった。その中で、日本の農業市場は実質、3度に渡るGATTにおけるラウンドを経て、次第に開放されていった。当然、これらの政策は、戦後一貫して進められてきた近代化という名の機械制大工場化の一つとして行われたのは明らかである。

これまでは、この農業政策の変容を分析する際に、前者と後者の関係はあまり融合した形では展開されてこなかった。多くの研究は、どちらかにかたよっていた。なにより、社会的空間には日本という国民国家を中心とした物を採用していた。

問題の回答は、いかにこの両者を連関づけるかによって決まるといってもいい。つまり、ある地域における「近代」化のための政策とそれをとりまく外部環境としての資本主義世界経済の動態をいかに位置づけるかということなのである。本発表では資本主義世界経済をその中心に据えることによって、この両者の統合を図りたい。

農家の余剰労働力についての諸説整理

農林水産省農業総合研究所

明石光一郎

農業部門に余剰労働力(surplus labour)すなわち限界生産力がゼロの労働力が存在するか否かについては、農業経済学者や経済発展論者によって多くの議論がなされてきた(ヨトポロスとヌジェント(1976))。

余剰労働力が存在するとする立場の代表的研究としてはヌルクセ(1953)がある。さらに、アーサー・ルウィス(1954)により提唱され、ラニスとフェイ(1961)によって精緻化された農村部門から都市部門への無制限労働供給の理論は、経済発展理論の古典的業績とされているが、そこでは農業部門の労働の限界生産力がほぼゼロであると仮定されていた。

これらに対して農業部門に限界生産力がゼロの労働力は存在しないという説もヴァイナー(1948)、ハーバラー(1957)等によりだされた。とくにシュルツ(1964)は限界生産力ゼロの神話に決定的な疑いを示す研究を発表したとされる(鳥居(1979))。彼は1918-19年にインドでインフルエンザが大流行したときに全人口の6%が死亡したにもかかわらず(農村部の経済活動人口の死亡率はもっと高く8%程度であったとされる)、1919-20年に農作物の作付け面積は僅か4%程度しか減少しなかった事実をもって、インドの農業に余剰労働力は存在しなかったと結論づけたのである。また、ジョルゲンソン(1961)は新古典派の立場から農業部門の労働の限界生産力はゼロでないとするモデルを展開した。

それ以降、農業部門の労働の限界生産力については、それがゼロでないという主張が優勢になった。経済発展理論の包括的な展望論文であるヨトポロスとヌジェント(1976)は、限界生産力がゼロの労働力は特殊な例外を除いて存在しないと主張している。その主張はシュルツ(1964)の実証的分析の他にも、セン(1966)、スティグリッツ(1969)、ゼラムカ(1972)等の農家の主体均衡理論による分析結果に基づいていると思われる。

本報告では農家の余剰労働力に関する議論の流れを整理し、代表的な研究を紹介するとともに、問題点の指摘を行う。

[主要文献]

Lewis, W. A. (1954) "Economic Development with Unlimited Supplies of Labour", *Manchester School of Economic and Social Studies*, 22, 139-191.

Ranis, G., and J. C. H., Fei (1961) "A Theory of Economic Development", *American Economic Review*, Vol. 51, pp. 533-565.

Sen, A. K., (1966) "Peasants and Dualism with or without Surplus Labor", *Journal of Political Economy*, Vol. 74, pp. 425-450.

Schulz, T. W., (1964) "Transforming Traditional Agriculture", Yale University Press.

鳥居泰彦, 1979「経済発展理論」, 東洋経済新報社.

Yotopoulos, P. A., and Nugent, J. B. (1976) "Economics of Development" (鳥居泰彦訳, 1984「経済発展理論—実証研究—」慶應通信).

Zarembka, P., (1972) "Toward a Theory of Economic Development", San Francisco: Holden Day.

表題：「宜寧南氏忠壯公派」宗族の構造と機能

桃李里（韓国忠清南道唐津郡大湖芝面）は、66戸からなる中山間集落である。もともと桃李里は南氏の開発した村である。現在66戸のうち35戸は宜寧南氏（文科等級者による朝鮮朝名門両班順位によると24位、服部民夫、1980）忠壯公派一族の家によって占められている。村の開発・社会構造からみてもこの村は南氏を中核とした両班村（同族村）である。この氏族の系譜をみると、始祖は南敏（中国人、本名金忠、西暦755年）、中始祖南君浦（本貫祖、1186～1264年）から分派した南以興將軍（1576～1627年）を派祖とする子孫の一族であり、代々武官を多く排出していた。屋敷地内には墓域、忠壯公祠堂、慕忠館（記念館）、守宗斎、多数の碑と、宗家（總本家）住居家屋、その他いくつかの建物がある。現在、宗家を守っているのは忠壯公派の14代宗孫（總本家の当主）である。

桃李里の開拓祖は派祖の先々々代（1530年）であり、定着は5代後の派祖の息子代（1641年）である。派祖である南以興（女真人の侵攻「丁卯胡乱」の際の朝鮮側將軍、戦死）とその先代である南璣（丁酉の再乱、慶長の役の時李舜臣の後をついだ將軍、戦死）は韓国でよく知られている名将である。南以興の忠節をたたえ「賜牌（国から功臣に叙碑、山林、田畑などを授けること）地として73.42km²朝鮮朝16代王仁祖から授けられた。現在宗家の所有地は山林70ha、田4ha、畑2haとなっている。

この村は宗家が代々村に定住し農業を営んでおり、比較的宗族の伝統を維持しているとみてよいだろう。しかし、戦後の農地改革、とくに朝鮮戦争を契機として、村内秩序が混乱、戦争終結後、多くの小作農が離村している。

こうした混乱のあったものの、宗孫が在村しており、宗孫家を中心に宜寧南氏忠壯公派の一族は崇祖、教睦および族譜（忠壯公遺事）の刊行、宗族の管理・運営組織である「宗会」を新たに結成し組織の再編成を行っている。

本報告は360年余り受け継がれてきた「宜寧南氏忠壯公派」宗族の史的展開とそこにおける組織の構造と機能について考察してみたい。

「宜寧南氏忠壯公派」宗族の構造と機能

- 1 「宜寧南氏忠壯公派」宗族の構造
 - 継承と相続、養子
- 2 位階秩序（血統序列）と祭祀
 - 行列（世代）と年齢、
- 3 村落民と外部社会との関係
 - 婚姻関係、女性の地位、地域社会における宗族の位置
- 4 宗族間の関係
 - 宗会組織と機能

中国国有新華農場における個と集団

東京農業大学大学院 董永杰

1、はじめに

中国の農業は一般農村部（元人民公社）の農業と国有農場の二つの形態がある。1980年代初期、一般農村部の農業改革（人民公社の集団経営から家族を経営単位とする家庭請負経営への改革）が実施されてから、国有農場でも従来の大規模集団経営から家庭農場への改革を推進した。改革によって、大規模集団経営に現れる悪平等と分配の不公平などの問題を解決し、単収の増加と農家収入のある程度の増加をもたらした。しかし、それによって農業経営に存在する問題がすべて解決できたのではなく、多くの新しい問題が出てきた。そもそも広大な耕地面積における大型機械化農業という規模の経済を具現化できる点に国有農場の比較優位性があったが、個別経営理想論による家庭農場は土地と機械の有効利用ができなく、労働生産性の低下をもたらした。家庭農場のこのような問題点を解決し、生産性を向上させるために、現在中国の国有農場では様々な試行錯誤をしながら適切な経営形態を模索している。

本報告では中国黒龍江省新華農場の事例で、国有農場の個（家庭農場）と集団（機耕隊経営）の経営実態を明らかにする。

2、個（家庭農場）

家庭を経営単位とし、国有農場の管理下で、農地を請負って経営する経営体。

3、集団（機耕隊）

農業機械を集団で利用し、大規模の農地を請負って経営する経営体。

4、個と集団のメリットとデメリット

（1）個

生産意欲と土地生産性は高いが機械と農地の有効利用ができない。

（2）集団

大面積での機械の効率は高いが分配の不公平が現れる。

5、結論と課題

経営における各部門の合理的な組み合わせによって、生産性の向上に有利な要因をすべて発揮するからこそ、最小の投入で最大の生産物を獲得することができる。国有農場のような独特な条件下で、個の強い意思統一による生産意欲と集団の有利性をどのように合理的に組み合わせ、各地の農民の自主性にもとづいて農法条件などに従う農業経営を組織するのが今後の課題である。

現在のアジア農業は大きな転機に立たされている。東南アジアでは、70年代に一世を風靡した「緑の革命」が曲がり角に来て、一時期達成したはずの米完全自給化が崩壊し、国によっては再び米輸入化への逆行の傾向も感じられる。こうした「緑の革命時代」の終焉を、東アジア地域をも含むアジア農業の転機としてとらえることはできないだろうか、というのが私の問題関心である。その整理枠の一端を、『年報 村落社会研究』（32集）の「外国研究：東・東南アジアの農業・農村変動」欄でも示してみた。

戦後のアジア農業は3つの画期を経てきた。第1期は、戦後50年代の農地改革であり、典型的にこれを行ったのは日本、韓国、台湾および中国であった。中国を別として、この農地改革は地主制を廃棄し、自作小農経営を作り出した点で画期的であった。農地改革は本格的な工業化期までは農業生産力の上昇をもたらしたが、それ以降は生産力停滞を経験し、日本を除くと十分な価格保証もないままに、経営の構造改善を迫られた。これは今のところ十分に成功しないまま、国際的な規制緩和と市場化の波にさらされている。第2期は、戦後60、70年代の「緑の革命」であり、東南アジア諸国中心に稲作の生産力向上をもたらした。しかし80年代後半の輸出志向的な本格的工業化、消費都市化のもとで米作中心の農業の停滞を招き、転機を迎えている。第3期は、90年代の現段階であるが、これまで基本的には別個に進行してきた以上の2つの過程が、国際的な規制緩和・市場自由化と国際分業的な工業化のなかで、相互規定的に関係させられた段階であろう。つまり、農地改革に内在した生産力的問題を解決しなかった東アジア的小農体制の危機と、緑の革命に内在した生産関係的・生産力的問題（農地改革欠如のままの米作小農経営）を引きずった東南アジア的小農体制の危機というふたつの小農体制の危機が、統一的な新国際分業体制のなかで合流した段階である。

市場原理を強調する立場の経済学的分析では、両地域に典型的なふたつのタイプの小農経営の隘路を、いずれも農業経営の企業的合理化にもとめるモデルを構築する。しかし、これによって救われるのは、都市近郊農業、商品作物的農業など、おそらく広範な小農経営のなかの1、2割程度の部分だろう。問題は残る8、9割の圧倒的な農家群の運命である。もっとも極端なケースとして、古典的なイギリスのように、大多数の農家群を都市部、工業部門に追放し、1、2割の企業的農業家のために農地の「囲い込み」を行えば、企業的農業には成功しよう。しかし、現段階のアジアの工業と農業の関係では、このようにして生まれた1、2割の企業的農家は、現実には、アグリビジネスの下請けに編入され、官庁による小農保護からの規制緩和、「民活路線」のモデルとなるかも知れない。

現実の東南アジア農村では、まず第一に、依然として相対的には過剰労働力が存在する。なるほど都市部の工業化によって若年層中心の雇用人口が急増し、農村での労働力不足を招いているが、都市部の工業だけでは、中年層以上を中心とした農業離脱人口をととも収容できない。古典的ケース以上に、広範な農村工業、農村自営業、内職等をおこし、農村の就業機会を創出することを必要とする。事実、自然発生的に各地で、多くは下請制、問屋制支配をともなった、農村工業、農村企業の発展があり、農村の市場化の一端になっている。第二に、企業的農業とは無縁な多数の小農経営が辺境に存在する。この農業を、とくに高齢者、婦人のために自給的農業として維持し、若年層の農外就労との兼業化を維持する必要がある。農業の生産力向上とならんで、国民的合意によって農村の就業構造の高度化をはかる課題が急務であろう。

日英村落の比較史的分析: 家族構造と世代継承

愛媛大学 高橋基泰

本報告は、日英村落における家族構造と世代継承との比較史的概観の試みを、入手可能な限りの史料を用いて行う。日英双方の村落で200年ほどの期間にまたがる家系図を作成・比較する過程で、家族および親族構造の変容にしたがい史料の性格にも変化がみられることがわかる。同時に家族-親族構造に規定される相続と世代継承の性質にも、双方通常想定されるよりも短い時間に変化の起こっていたことが明らかとなる。

英国における家族・親族構造を理解するために有効な史料として教区登録簿（教区民ほとんどの出生・結婚・埋葬を記録したもの）および遺言書（主に親族を対象として遺贈のために作成される文書）が着目され始めてきている。この遺言書の残存数を年度別にみていくと教区登録簿から得られる死亡数の趨勢とはほぼ合致する。特に16世紀以降、遺言書作成の慣行が成人男子のおよそ3分の1程度まで普及をみていったようであり、このことは相続慣行での大きな変容を示唆するものである。一方日本では相続とは「家」の相続であり、体系だった遺言書作成の記録はなく、間接的に相続慣行に大きな変動がなかったことを示すと思われる。

英国においては史料の都合からケンブリッジ州ウィリングム教区を選定した。東部沼沢地縁りに位置するこの村落は、17世紀当時人口6~700人ほどであったが、土地の囲い込み等に起因する全国的な人口移動の受け入れ先として著しい人口流入を経験するかたわら家族規模の通減が生じていった。同時に親族関係網は村落周辺から半径10~15キロほどの範囲で広域化し、特に17世紀も後半になるとウィリングム内に限定しての世代継承は次第にむずかしくなっていた。200年間でウィリングムで姓を保つ家系は全体の3割ほどであり、血統でたどるなら16世紀後半の夫婦400余組のうち7割は3世代目をウィリングムに残さず8世代目まで残しえたのは1組のみであった。こうした状況はウィリングムにおける近代的な核家族の形成発展により適した条件をもたらしたと思われる。

日本においては、やはり史料の都合上長野県旧上田藩上塩尻村を対象とした。この村は、1800年当時人口800名程度のごく平均的規模の村落であり、蚕糸業・蚕種業でにぎわった。この村における史料は系図・宗門人別帳を含め多様かつ膨大であり、まだその全容は明らかになっていない。佐藤家をはじめとする主要家族の家系図はそうした史料の中でも貴重なもので、数世紀を経て10ないし20世代の世代の連続性が示されている。また同家系・同村内で縁組を行うことで親族間の紐帯を深くすることも家系の保持に寄与したことは確実である。しかし、その世代の連続性はウィリングムの場合よりも大きいのであるが、実際問題として英国家族の場合日本でのように親族を中心とする養子縁組というものがなかった。裏をかえせば養子およびそれを支える分家群-親族網がなければ、日本での世代継承も英国の場合と通常考えるほど差異はないと言えるのではないか。また、18世紀前半のごく短い時期に宗門人別帳における各戸の構成人員が通減しており、平均夫婦数も1800年ごろには各戸平均2.1組あったものが1840年には1.1組となり、この記録でみるかぎり事実上単婚小家族が急増していると言える。また村における人口の流動もより大きいものとなっている。

以上ごく単純なかたちではあるけれども、数世紀ほどの比較的長い時間をかけ、村落およびその周縁の地域に視野をとり各構成家族・親族の構造および世代継承の状態を観察すると、日英の村落には意外に多くの共通点が見出せるとして全くの間違いではないと思われる。

昭和恐慌とそれにとまなう農村不況の打開策として農林省が経済更生運動を行ったことは広く知られている。そして産業組合が該政策の樞樞として全国の農村に設立されていったこと、また産業組合中央会の側でも拡充5ヶ年計画を實踐してこれに応えたことも、周知の通りである。そして産業組合はこの時期に信・販・購・利の4種兼営が奨励されて戦後農協へ接続するかたちを整えたわけである。このように農村経済に深く関わる産業組合を広く設置していく過程で、農村の側に対して産業組合についての教育及び宣伝をしていく必要があった。既に刊行されていた「家の光」誌は勿論こうした産業組合宣伝の中心となったものであるが、教育に関しては、戦後の農協教育についてはしばしば言及されるものの、産業組合教育についてはあまり顧みられることがなかったように思われる。それは産業組合教育が量的にやや僅少であったことに依るのであろうし、また産業組合自体が経済更生運動と連動したとされる拡充計画によって発展したことにも原因があるであろう。しかし、産業組合を発展させるにあたって、教育する側とされる側の双方が運動として産業組合を捉えていたこと、この点より考えるならば、戦前期における産業組合教育の実相を明らかにする必要があるといえる。また井上晴九は「産組大衆のファッション地盤への養育」という観点から「産組教育の普及徹底」に警鐘を鳴らしていたが、産業組合を上からの組織化の方策としてのみ捉えるのではなくてやはり運動という観点からも考えるならば、この運動体へ凝集していた人びとが何を考え何を産業組合に期待していたのか、その実態を動的に明らかにする必要があると思われる。特に歴史を考える上で、人間ひとりひとりの主体性を重視するならば、産業組合教育に凝集した人びとと自体を考えていく必要もある。しかも恐慌後に産業組合教育を受けていた人びとが戦後農協の中核になっていくことをも考え合わせてみるならば、このことは尚更必要なこととなってくると思われる。

本報告はかかる問題意識から出発して、産業組合教育の実相と、そこで教育を受けた農村青年たちの世界を考察していくものである。産業組合教育は、通常は①実際に組合を經營している組合役員、②一般の組合員、③まだ組合に加入していない未組織大衆、この3つに対象を分けて考えているが、本報告では①の観点のみをみていく。なかでも学校・講習会の形式でとり行われていた教育に焦点を当てる。昭和初期には全国各地の農学校に第2部もしくは専修科というかたちで産業組合科が設置されており、また長期・短期の講習会が道府県レベルで行われていた。ここでは主に茨城県水戸農学校を例に挙げるが、同校では第2部として産業組合科が設置される一方で、茨城支会主催の講習会が開かれていた。報告では、ここで教育する側とされる側の双方が如何なる主体的契機から産業組合運動に入っていく、学校で農村青年がどのように教育され、その後どんな影響力を持ち得たかということ考察していく。同校の産業組合科主任教師は戦後茨城県農協運動の中核に位置しており、その卒業生や講習生たちも農協運動の中核部に入るものが多々あったことにも考慮するならば、昭和恐慌克服過程から戦時体制下にかけて産業組合に集まってきた農村青年たちの世界についてこのような検討を加える意味があると考えられるのである。

文学に見る根釧地方の酪農村の前史

—早川三代治の「土と人」を通して考える—

釧路公立大学 鷹田 和喜三

1. 研究の課題と方法

本報告は第43回大会で報告した「北海道根釧開拓村落の形成と社会的性格」の継続研究である。昭和初期の入植者はどのように移住・開拓し、根釧地方の村落はどのようにして形成されたのだろうか。府県の伝統的農村や開拓年代の古い空知、十勝地方の農村に比較して、どのような社会的性格の相違が見られるか。農村社会学のキーワードである農村、村落、部落、いえ、むら、などの伝統的な定義は根釧地方の農村の実態に合致するのだろうか。これらの設問を大雑把であれ整理し、その社会的性格を把握することを前回の研究課題とした。本報告ではデータ不足と生硬な記述を補完・拡充するため、調査地の虹別原野を舞台とした早川三代治の長編小説「土と人」シリーズを研究資料に活用して、文学作品を通して根釧地方の酪農村の前史を考察することを課題とする。両稿をペアとして見ていただければ幸いである。

2. 調査地の概況

虹別は北海道川上郡標茶町の最北端に位置し、弟子屈町・別海町に隣接する、根釧地方を代表する大規模酪農地帯である。平成6年度では地区内の総世帯数は276戸、酪農家数は120戸、乳牛頭数は約9,900頭、農耕地面積は約5,500ヘクタールである。主要調査地の中虹別中央下部落の現住世帯は16戸で、酪農家は12戸（うち牛乳を生産しない農家は2戸）、非農家（教員3戸、会社員1戸）が在住する。酪農家の平均規模は乳牛約100頭（搾乳牛60頭）、所有地55ヘクタール（うち放牧地20h、牧草地30h）である。中虹別小学校、保育所、コミュニティーセンター、中虹別神社が所在し、地域（校区）全体で共同利用・維持されている。

3. 「土と人」シリーズの解説（略）

（以下は完成報告書のコピーを配布して報告するため、その内容目次のみを掲げる。）

4. 「土と人」の時代的背景

- (1) 釧路農業の特質と昭和初期の冷害
- (2) 昭和戦前期の北海道農業史の概要
- (3) 第2期拓殖計画と移民政策の特色
- (4) 現場指導者の根釧原野回想記
- (5) 虹別の酪農指導者の回想

5. 処女地の開拓と悲劇（喰いつめられた開拓移民、移住の夢と郷里の状況、不毛の処女地、移住の願望、市街地の妖気、凶作と借金、債鬼の群れ、出稼と決意、夜逃げ、転落）

6. おわりに

農家家族の変容と家族協定—親子契約と家族経営協定のあいだ—

農林水産省農業研究センター 川手督也

今日、農業において生産性の向上と同時に快適に働くための条件整備が急務となっており、農業者、特に女性の就業条件の改善や経営参画を推進することが課題とされている。そうした中で、専門的な家族経営における農業者の就業条件の明確化、さらには経営の近代化を通じ経営発展を図る有力な手法として家族経営協定が提唱され、各地で普及推進が図られている。

家族経営協定とは、「農業に従事する家族が対等な立場で結ぶ営農や生活に関する取り決め」のことであり、取り決めに文書化して市町村の農業委員会などの第三者の立ち会いの下締結するというのが典型的なスタイルである。家族経営協定の原型は、1960年代に、基本法農政が展開される中で、農業後継者対策の核として各地で精力的な普及推進が図られた家族協定である。当時は協定の当事者が経営主と後継者に限られていたこともあり、父子契約や親子協定などと呼ばれることが多かったが、この古いタイプの協定は一部地域の定着にとどまり、1970年代以降は下火になっていった。

しかし、1990年代に入り、新政策が展開される中で、農業者（特に女性）の就業条件の明確化さらには経営の体質強化を図る有力な手法として、かつての協定をもとにした家族経営協定が提唱された。協定農家数（文書締結件数）は1995年8月現在で10,726件（農林水産省婦人・生活課調べ）を数えている。

新しい協定は古い協定がもとになっているが、質的に大きく異なっていると考えられる。具体的な相違点としては、次の2つがあげられる。

第1は、協定の当事者が、古い協定では経営主と後継者に限定されていたのに対して、女性に加わっている点である。こうした中で協定の当事者が夫婦のみという夫婦間協定が各地で生まれている。

第2は、協定の内容が、古い協定では報酬及び経営移譲に限定されていたのに対して、報酬のみならず休日や労働時間など就業条件全般、さらに生活面に関わる項目が盛り込まれている点である。中には、女性の財産権の確立に関する協定が結ばれるケースも生まれている。報酬面についても、家事・育児に対して報酬を支払うケースも見られる。また、経営主が他の家族に小づかいや給料を支払うという形式だけでなく、農業に従事する家族全員が共同経営者として横並びで収益の分配を行うというスタイルも見られる。

こうした中で、園芸や畜産の産地などを中心として、個々の営農・生活さらには地域の農業・生活のあり方を変えていこうとする取り組みの一環として家族経営協定が推進されている。

古い協定と新しい協定の相違の背景には、約30年間における専門的農家の家族構造の大きな変化があると考えられる。しかし、この間の変化は、居住規則に基づく従来の代表的な家族類型（夫婦家族／直系家族／複合家族）では捉えきれない。

本報告では、第1に、古い協定と対比しながら新しい協定の今日的意味について明らかにしたい。第2に、2つの協定の間存する専門的農家の家族構造の変容について、フェミニズムの社会理論の1つである「近代家族論」に依拠しながら、理論的考察を試みたい。

墓参にみる家と親類－京都府舞鶴市における沿岸村落の事例から－

高村竜平（京都大学大学院農学研究科） e-mail:barigon@kais.kais.kyoto-u.ac.jp

京都府舞鶴市字三浜は、舞鶴市内の東部に位置する大浦半島の北側に位置し若狭湾に面している。戸数は60戸である。ここでは成員権「カブ」が制度化されており、その数は実際の戸数とは別に58と決まっている。現在三浜でカブを持っているのは55戸である。戦前期には村落内婚が非常に多く、また、それに価値が認められていた。本分家関係はほとんど認識されておらず、同姓の家もほとんどない。本報告では、この村落でおこなわれる盆の墓参を通して、村落における社会関係特に親類というカテゴリーについて考える。

三浜を含めたこの半島のほとんどの集落では両墓制をとっていた。三浜で「墓」といえば一般的には埋葬地ミハカのことである。石塔は時には「ただの墓印だから」と言われることもある。ミハカは各家の所有している（していた）畑や山林の中にあり、一人一人別々に作られる。毎年行う墓参によって、ミハカは個人の墓として記憶される。それにたいして石塔は一家所に固まっており、ふつう地名をとって「シノ森」と呼ばれる。その中は家ごとに区画されており、銘文も戒名のみを刻むものが多いため、個人の区別はふつうなされない。最近では、火葬の普及によって埋葬地に石塔をたて、「家先祖代々之墓」のように刻むものも多くなってきた。

三浜においては、自家の墓だけでなく親類などつきあいのある家の墓も墓参の対象となる。その対象としては、両墓のうち埋葬地ミハカが優先的に選ばれる。その際、名字や屋号を記した陶器の皿（かわらけ）を用意しておき、それに団子やナス・キュウリ・水などを入れてそなえる。それにより、どこの家がどの墓に参ったかということがお互いにわかり、また墓参を相互に行わなければならないという規制はより強くなる。新盆の家には村中の家からお参りに行く。さらに、戦没者の石塔にも村中からお参りにいく。血縁関係は認識されていても、それほど近くない、親しくない親類は対象とならないこともある。逆に親類でなくとも、親しくしていた人や同級生などは墓参の対象となる。親類の中にも、「昔の親類」と表現される、関係が認識されていない間柄もある。また、「こい親類（コイシン）」と表現される、特に関係が近く、親しい間柄もある。

日本の祖先祭祀においては、生者が死者と持つ関係の二つの側面、すなわち、個別の死者への私的な追慕・記念（memorialism）の側面と、家の先祖としての死者への祭祀の側面、が区別できる。この事例において墓参という行為の基礎となっているのは、死者と生者あるいは死者同士の間個人の関係である。それは、個人別にもうけられているミハカが優先されることから見て取ることができる。また、友人や同級生という関係はあくまで個人間のものであり、墓参も個人的に行われることが多く、世代を超えて関係が続くことは少ない。さらに、同時に相互に墓参が行われることによって、ネットワーク状に関係が広がっている。しかし、墓参が家の行事として行われる場合には、個人間の関係が家同士の関係として再編成されていく。ここに、親類という社会関係の特徴がよく表れている。

本報告では、親類関係の形成と維持における墓参という行為の作用について考察する。その際には、個人と家との関係を、生者から見た死者の二側面、及び生者同士の親類関係という二つのレベルから見る必要がある。また、血縁で結ばれた親類と、その他の契機で結ばれた関係との共通点と相違点についても留意したい。

秋田県果樹地帯における農家継承

いわき明星大学 泉 館 智 寛

昭和30年頃から、中学校・高等学校新規学卒者の就農数が減少し始め、若年の労働力を中心とする脱農化が進んでいった。このような農家からの人口排出のメカニズムについて並木正吉は『農村は変わる』（1960年）の中で「地すべり的な移動」という表現で、あとつぎで農業に残るものが減少していることを指摘したのはあまりに有名である。いわゆる後継者問題のはじまりは、昭和30年頃と見てよいだろう。

このような状況を受けて、農業後継者について問題化され、国や地方自治体のレベルで様々な対策が打たれてきた。しかし多くの若年層の非就農への選択志向は変わらず、現在では昭和一桁世代が農業就業人口の3分の1を占めるようにまでなっている。まさに現在の農業の担い手の中心である昭和一桁世代であるが、すでに60歳を超えており、いよいよリタイアの時期を迎えている。今後、若年層の就農者が新たに入ってこなければ、地域農業構造は変容していかざるをえない。

農業後継者（新規就農者）が減少し続ける原因は何か。農業と他産業との所得格差の存在、経営環境の悪化、工場などの地方進出と交通機関の発達（特にモータリゼーション）による在村通勤可能圏の拡大、機械化や化学肥料・農薬の使用による省力化された農業経営、農業政策、農民意識の変化、教育政策などを挙げることができよう。

しかし、一方で農業を継ぐ人たちも少なからずいるのも事実である。現代の若い後継者にとって農業とは「世襲としての農業」から「職業としての農業」へと変化してきており、他産業との比較を行ったうえで積極的に就農する人が増えてきているといわれる。では、今どのような人が、農業を継ごうとしているのであろうか。

田代洋一(1985年)が指摘するように、あとつぎ問題については、専業農業後継者のみに着目するのではなく、兼業農家も含めた農家の農業あとつぎがどのようになっているかを、地域(村落)レベルで見る必要がある。また、農業後継者の減少といっても、その具体的な展開は、経営部門や地域によって大きく異なっていることから、経営部門別や地域別に見ていく必要がある。

ここでは、農業後継者（農家継承）に関する先行研究の中であまり取り上げられることのなかった果樹地帯の農家継承の展開状況について、秋田県平鹿郡増田町K部落を例に見ていきたいと思う。

増田町は、成瀬川により形成された扇状地部分（旧増田町）とその上流（旧西成瀬村）に大きく二分される。このうちK部落は前者に属し、集落は横手盆地の南東の水田地帯と金峰山、真人山の裾野に広がる果樹園に挟まれた場所に位置する。K部落やその周辺地域（Ha、Sh、Sa部落や平鹿町醍醐地区）では、りんごの生産がさかんであり、後継者のいる農家はりんごを経営の軸にしている農家がほとんどである。秋田県の中でも、青年農業就業人口の多い地域である。

増田町の人口は約9,700人、面積は74.21km²ある。産業別の就業者数割合を見ると、製造業28%、農業25%、卸売・小売業・飲食店が17%、サービス業が13%等となっている。

当日は、K部落にいる農家のあとつぎが、どのようにして農家継承（就農）するのを決めたのかを中心に報告をしたいと考えている。

有機農業運動における産消提携の新展開

一兵庫県南光町と市島町の事例を中心に

京都短期大学 波多野 豪

1. はじめに

有機農業は、特定の産地や消費地を必要とする特別な農業ではない。しかし、有機農産物のもつ市場流通に適合しにくいという特性によって全国的な集荷システムが形成されず、有機農業運動は、特定の消費者が特定の産地と結びつくという形態による展開が多く見られた。つまり、運動の展開が文字通り点と点を結ぶ線の増加として現れ、面的な広がりをもたなかったために、有機農産物という名称が市民権を得た今日においても、未だに都市の高額所得者向け高付加価値商品として見られる一面をもつ。また、生産者と消費者を結びつける産消提携という形態を従来の産直の言い換えとして捉える論者も見られるように、有機農産物の価値はある程度認知されつつあるとしても、その栽培方法や流通方法、産消提携という運動形態への理解が進んでいるわけではない。

2. 産消提携の機能

有機農産物に対する一般の理解は安全、美味、外観の悪さ、高価格、また有機農業に対しては、農業を使用しないことによる労働強化と生産性の低下、といったものであろう。しかしながら、産消提携による直接の取り引きにおいては、価格は市場価格よりも安く、流通のための規格の廃止によって規格外品が発生しないため、生産性の低下も著しいものではない。また、こうした経済的な効果だけではなく、消費者との交流によって伴侶を得た例も見られるように、生産「者」と消費「者」を結びつけることによって、まちとむらの人的交流も実現している。

現在の新規就農者の希望は、野菜栽培、特に有機農業への取組みが目立つようになっている。これには、自然指向や環境問題への意識が現在の社会的な傾向となっていることにもその要因が求められようが、有機農業に必要な初期投資が小さいことや、産消提携に参加すれば一定の需要が確保されていると云う経済的要因も大きいと考えられる。

3. 有機農業と産消提携の適合性

一般に、市場出荷用の販売を目的とした作物栽培には一定の規模と質的・量的に過重な労働が求められるが、産消提携においては少量出荷が可能のために家庭菜園的な規模であっても生産者として参加でき、高齢の退職者夫婦にも生きがいと収入を獲得することが可能である。有機栽培は本来的に強度の低い長時間の労働を必要とするため、労働パターンとして高齢者への適性が高い、それと同時に、産消提携による出荷形態が、労働の分散化を可能としている。

4. 有機農業運動と産消提携の今後の展開

この様に、産消提携は多くの機能を果たしながら有機農業運動の展開を進めてきた。有機農産物の店舗販売が増加してきた今日において、購入機会の提供という消費者側における役割は低下したものの、生産者側に果たす産消提携の機能は却ってその重要性を増している。ここでは、面的に有機農業運動を展開してきた数少ない事例である兵庫県の産消提携団体の中から、比較的近年に活動を開始した生産者団体である南光町芋煮会と最も初期から活動を開始している市島町有機農業研究会の事例を比較しながら、産消提携運動の展開過程を明らかにする。

「米産直」における有機農業運動の一考察 —山形県遊佐町の事例研究—

東北大学 劉文静

現代日本において、食をめぐる「農」のスタイルは、持続可能かつ環境保全といった方向に求められている。その一環と考えられる「産直」とそれに伴う有機農業運動の展開が、最近、盛んに行われつつある。

こうした「産直」ブームのなかで、全国に先立って、消費者と結合した地域がある。それは山形県庄内地方の遊佐町である。この地域の一番大きな特徴としては、農協が主体となって25年前に生活クラブ生協と「米産直」の提携関係を結んだことにある。食管法の厳然たる存在のもとで提携を成立させ、食と農のあり方を絶えず模索したという、まさに「産直」の先駆ともいえる事例である。本研究は、この事例を取りあげて、その「産直」の姿、とくに単なる「産直」から有機農業への取り組みを含んだ「産直」へという転換の実態を見ていきたいと思う。

事例調査として、1994年6月から1995年7月にかけて、予備調査を含めて6回にわたり現地調査を行った。

まず第一期、つまり模索から提携に至るまで、遊佐町の蕨岡地区の農事組合法人が先駆的役割を果たした前史がある。1971年に遊佐農協が合併するのに伴って、米産直は遊佐全体に広がった。ヤミ米から正規ルートをめざし、1974年に「産地指定方式」を実現させた。この方式の確立につれて、米の取り扱い量は急速に増えた。他方、この産直米の提携により、生活クラブ生協もともに大きくなった。

この事例の第二期には、いままでの産直を発展させながら、有機農業運動に転換した。その特徴は産直と有機農業が別々に実施されたものではなく、産直をやるなかから有機農業が生まれてきたという点である。その画期的なものは「生活クラブ・遊佐農協の米の新品種開発共同事業」である。共同開発米の具体的なやりかたは土づくりと農薬の減少という二つの面にある。1995年現在、栽培人数は333名となり、栽培面積は643haに増えている。産直米のなかで、共同開発米は3分の1を占め、5万俵近くになっている。

有機農業を展開するなかで、環境保全のための運動も展開した。石鹼運動とその延長にあるアルミ再処理工場の追放運動は、同じく水への配慮によるものであった。水を守ることが米の安全性を守ることと直接結びついているのである。

以上の二つの運動の成果として、「月光川の清流を守る基本条例」は制定され、また、「環境保全基金」も設立されたのである。

事例のなかで、生産と生活という古くて新しい視点が一貫している。物的な交流のなかで、人的な交流も深まっている。生産者と生活者の立場と視点を確認しあい、「顔と生活が見える」関係を作り上げてきている。今後、安全かつ安価という課題に答えるために、生産と生活という二つの視点が重要な位置をしめつけられると思われる。

1993年の年末に行われた農協の大型合併と1995年に実施された新食糧法は、遊佐農協と生活クラブ生協の米産直にとって、新たな困難あるいは契機をもたらしてきたと見ることができる。

いままでの産直をさらに一段と発展させるために、遊佐の生産者と農協はどう対応するのであろうか。こういった状況から見て、本事例の産直は今、まさに過渡期に立たされているといわなければならないであろう。25年以上続けられた米産直の今後の行方をずっと見つめていきたい。

有機農業運動の現段階と今後の課題

神戸大学農学部 保田 茂

1. 有機農業運動の展開

1) 運動の背景

1960年代に顕在化した公害事件を通じて、環境が汚染されれば環境に生育する農水産物、つまり食物までもが汚染されること、結果として公害はしばしば食品公害の形をとってわれわれに迫ってくること、ひとたび、公害物質が人体に取り込まれれば回復困難な健康被害あるいは次世代にまで影響が及ぶ健康被害を被ることを新たに認識。

公害事件略史

- 1962年 水俣病の原因物質（メチル水銀）が判明
- 1964年 第二水俣病発生
- 1965年 コメの中の水銀残留を農林省が確認
- 1966年 残留農薬の研究と水銀系農薬の禁止を国会決議
- 1968年 イタイタイ病が全国初の公害病に認定。次いで水俣病も公害病と認定
P C B 中毒事件発生（ライスオイルにP C B混入）
- 1969年 B H C 中毒事件発生（牛乳中にB H C残留）
- 1970年 母乳中の残留農薬（有機塩素系）が判明
- 1971年 農薬取締法改定、有機塩素系農薬の使用・販売の禁止

2) 運動の誕生

1969年、牛乳中に農薬B H Cが残留している事実が判明。前年のP C B中毒事件により、有機塩素系薬物の危険性が明白になっていたため、近縁の物質が日常的な食物に残留していることが明らかになって大問題。農水省は急遽、畜舎・飼料作物への有機塩素系農薬の使用を禁止。1970年、母乳中にも有機塩素系農薬が残留していることが判明。しかも残留量は乳児の体力から見て限界に近いとの医師のコメント。食べ物の安全を求める世論高まる。1971年10月、一楽照雄氏等が中心となって有機農業研究会（現在は日本有機農業研究会と改称）を設立。

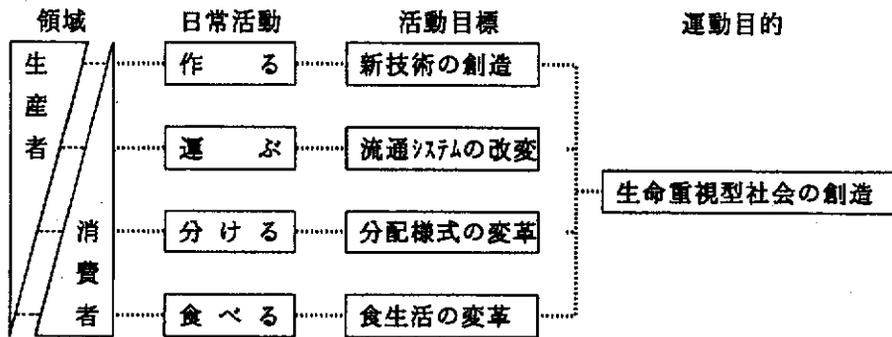
3) 運動の展開

やがて、有機農業運動が各地に展開。1973年9月、山形県高畠町有機農業研究会、同年11月、兵庫県有機農業研究会などが設立され、生産者と消費者の提携（産消提携）を軸とした従来になかった新たな運動、農の安定と食の安全を求める連帯運動が展開することになった。1974年、有吉佐和子氏が朝日新聞に『複合汚染』を連載、公害社会を克服するための一つの方策として有機農業への道があることを事例とともに提示。各地に有機農業の研究と実践に取り組むグループが誕生し、グループ間の経験交流もまた活発に行われるようになる。

2. 有機農業運動の論理と成果

1) 運動の論理

当初は立場を異にする生産者と消費者が連帯し、農の安定と食の安全を求める運動として始まったが、やがて、農業技術の変革や生活の変革を通して生命重視型社会を創造する運動であるということを知った。



2) 運動の成果

今年、わが国の有機農業運動は25年の歴史を重ねることになった。その結果、①思想的転換、②有機農業の農法の再生、③産消提携の成立、④食生活の見直しと変革、⑤市場システムに替わる生命の相互委託システムの構築という成果を生んできた。

3. 有機農業運動の現段階

1) 産消提携活動の停滞

有機農業運動は産消提携活動を中心とし、生産者と消費者の強い絆の上に成立する。したがって、絆の領域において農の安定と食の安全が確立されるが、消費者の動向に左右されやすいという限界もある。現段階では、①運動意識の風化、②専業主婦の減少、③メンバーの高齢化、④安全の商品化、⑤次世代への運動継承の失敗などの理由により、これまでの形態の有機農業運動は停滞期にある。

2) 有機農業の組織的实践と有機農産物認証制度

従前からの任意のグループ活動を主体とした有機農業運動は停滞期にあるが、一方、協同組合間の提携、量販店の進出、ベンチャービジネスの参画など、有機農業の組織的取り組みが展開。自治体による有機農産物の認証制度など新たな地域農政も登場。有機農業運動はいよいよ社会的な広がりを持つ新たな段階に到達したといえる。

4. 有機農業運動の今後の課題

有機農業運動の社会的拡大は、しかし、一方で有機農業の思想を稀薄化させるという矛盾を有する。有機農産物が単に安全の商品化に終始するのであれば、運動の中で育まれてきた諸成果はやがて市場システムの中に埋没してしまう。産消提携活動の活性化と同時に、自治体農政に有機農業の思想を反映する努力が求められている。

脱近代化運動としての有機農業

宇根 豊 (うね ゆたか)

福岡県福岡地域農業改良普及センター (電話092-806-3400, FAX092-806-3367)

ぼくは、有機農業運動(減農薬運動も含む)に脱近代化の可能性を見る。ただ論議の核を、百姓の主体に、つまり百姓の「私(し)」に置き、技術論を中心に、語りたい。

1、生産力の脱構築

増収、増産を人間の本性だと言いくめるのは近代化思想だと証明するためにも、生産力の豊かさをもう一度表現しなおさねばならないだろう。

生産力を生産高(収量)だけで見るのでは、土はやせ、メダカはいなくなり、村の風景は荒れ、化石エネルギーの多投は続き、地域の関係性は薄れ、百姓は生きがいを失い、食べ物の安全性すら疑われる事態になっていることを、図1は示している。

生産をあげるとは、こういうことではなかったはずだ。

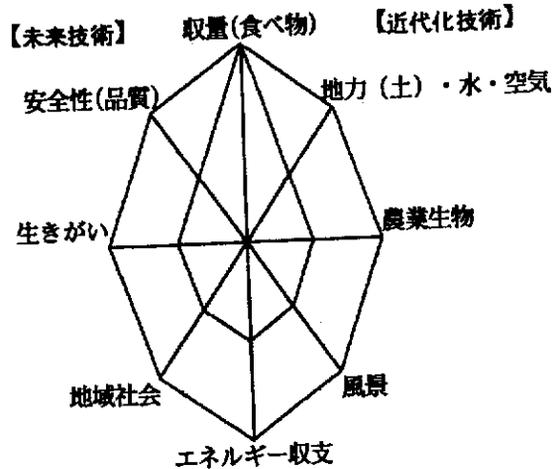


図1 生産力の概念の脱構築のモデル

2、カネの脱構築

カネにならないモノは価値のないモノだろうか。カネにならないモノを生産することは意味のないことだろうか。いまカネにならない世界の豊穡さを表現する言葉が生まれつつある。外部経済論はその言葉の一つに過ぎない。有機農業運動(それに限らず、百姓はその存在自体が運動でなければならぬ)は生産の過程を、もっと豊かに表現し、回りの人たちに伝えていかねばならない。「産直」もまた、その土台に過ぎない。有機農産物を食べる消費者が、有機農業の生産過程で生みだされるもの(図1で全的に表現されたモノ)に対する対価を支払っているとは思えない。またそれは産直している消費者だけが負担すべき筋合いのモノではないだろう。たとえば田んぼで生まれる赤トンボやメダカやカエルやホタルは地域や国民全部のタカラモノだから。

3、自然環境の脱構築

カネにならないモノの最たるものとしての自然環境を、所与のものとしてではなく、農の生産過程で形成されるモノだとして、認知する運動が始まろうとしている。

誰からか聞いたことがある

今日の話で初めて知った43	11%	田んぼで見て気づいていた46
---------------	-----	----------------

図2 老百姓の意識(赤トンボが田んぼで生まれていることを知っていましたか)

赤トンボのほとんどは、水田で生まれている。多い田では、10aで5000頭の薄羽黄トンボが羽化している。ところで、消費者が赤トンボの出生を知らないのはやむを得ないとしても、当然百姓は仕事の中でそのことに気づいているものとはばかり思っていた。ところが図2は、平均年齢74歳の百姓の回答である。つまり、百姓にとって、赤トンボなどの農業が生みだす自然環境は、対象化されていない、と言っていい。科学で捉えられていない、と言っていい。だからこそ、赤トンボは「自然」だと認識されてきたのだと思う。近代的な戦後の稲作技術が普及浸透したにもかかわらず、未だに「自然環境」は農業技術の外にある、とも言えるだろう。したがって、私たちの今後の課題は、この自然環境を技術の中に位置づけることだ。(環境の技術化)

4、技術の脱構築

「公」に奉仕する近代化技術ではなく、「私」を豊かにする技術の有りようが見えてきている。

表1 技術論の整理

	「私」的技術	「公」的技術
1	土台技術(非マニュアル化技術)	上部技術(マニュアル化技術)
2	(気)構えの技術	省力技術
3	外部経済技術	低コスト技術
4	志の技術	大義の技術
5	個別的な技術	普及性(普遍性)のある技術
6	非生産技術	生産技術
7	寡黙な(経験の)技術	多弁な(科学的な)技術
8	(対象に)接近する技術	(対象から)遠ざかる技術
9	資源自給型の技術	多資材技術
10	達成感とは無縁な技術	達成感のある技術
11	自給を守る技術	自給を破壊する技術
12	関係性が広がる技術	孤独な技術
13	地域の中の自己表現の技術	「自己実現」の技術
14	余裕の技術	余裕のない技術
15	自然を感じる技術	自然を感じない技術
16	欲望を鎮める技術	欲望を煽る技術

こうした二項分析の手法をとることによって、近代化技術の覆いをとりはらって百姓の対象(自然)と向き合う姿勢とその反映である技術の本質に迫ろうとするものだ。
くわしいことは、当日にくわしい記述を配布する。

これからの農業は有機・減農業技術による「安全性」の追究からさらに進んで、農が生みだすモノ全体を、みんなのタカラモノとして認知させていく農業技術の体系をつくりあげなければならない。戦後の近代化技術は画一的で、普遍性を持っていた。それに対して、環境を大事にする技術は、個別的で、多様であって、画一的な「指導」「普及」がしにくいものになるのは当たり前だ。

5、食べものの脱構築

生産結果としての食べ物ではなく、生産過程をも内包する食べ物であれば「身土不二」もたやすく説明できる。これは生産力の脱構築とも運動することだが、その田畑の生き物や風景や水や空気や土や百姓の姿も、食べ物の属性と見るのだ。

6、政治の脱構築

何のために百姓するのかと問われて、「私」の農業論では、国や国民のためにという答えに代えて、自分のため、過去や現在や未来の家族のため、地域のため、つながっている消費者のため、と答える。それであってもなお「私」を越えて存在価値のあるのが、農業である。つまり農業は産業ではなく「存在業」である。当然農政も産業政策から、存在政策へと転換せねばならない。

7、地域の脱構築

有機農業は広がらないとぼやく百姓がいる。周囲が理解しないとぼやく百姓がいる。それはその百姓に「運動論」がないか、「運動論」が狭量だからだろう。地域の中にまだまだ温存されているタカラモノについて共通の言葉を持ちえないようでは情けない。地域に身を沈めて、地域を表現する新しい言葉を有機農業は生みださなければならない。地域がなければ、環境は豊かにならないし、技術の関係性は深まらない。

農業の近代化はほとんどなし遂げられたように見えるが、本当はそうではない。近代化に浸食されずに残っている「くらし」と「技術」に深く目を凝らしてみると、近代化にもめげず、残った世界こそが未来に残せるのだろう。ここに脱近代化出発点がある。日増しに「農業をめぐる情勢」はよくなっている。なぜなら、そうした脱近代化の思想が未来思想だと感じる人間が増えてきているからだ。有機農業(減農業)運動はそうした可能性と、期待を担っている。

有機農産物基準問題と農業戦略論

中島 紀一（鯉淵学園）

輸入オーガニック問題から再浮上しようとしている有機農産物基準議論は、有機農業を農法転換をめざす総路線的展望の中軸に位置づけるのか、あるいは特産型農業の一類型として捉えるのかという認識の分岐を迫ることになりそうだ。この報告では、基準論議に関連して有機農業あるいは産直農業をめぐる最近の諸問題について農業戦略論の側面から論じてみたい。

議論の前提として、実態としての有機農業と、有機農業の発展を日本農業の中心的課題として位置づけようとする議論は、1980年代で一つの歴史的段階を超えたという認識を提起してみたい。

かつて多辺田らは、1970年代に開始された有機農業の実践的運動を、日本農業のあり方に対する根源的問題提起とうけとめ、しかし、その実践の営農的内実は当時まだ未成熟であり、また、有機農業にたいする一般社会の認識も低いので、歴史的な意味をもつ取り組みの初期段階のあり方として、実験的なものとしての提携、産直などの形態が必要なのだと論じた（多辺田ら『日本の有機農業運動』）。その後の経過は、多辺田らのこのような位置づけと見通しがほぼ現実のものとなったことを示している。

たとえば、有機農業はとりあえず農業の特殊な一形態であるが、その存在は農業の全般的あり方、さらには食、教育、思想等のあり方を問うほどのものだという認識もほぼ一般的なものとなった。また、営農実践の面でも、すぐれた有機農業経営も各地に育ち、有機農産物に関する消費者の支持や期待もきわめて高いものとなった。

しかし同時に、80年代までの有機農業は、有機農業自体のその後の展開に十分な道を準備するものではなかったし、ましてやその取り組みの単純な延長線上に日本農業の実際的な全体展望を描くことは無理だということも明らかにしてしまった。80年代までの有機農業運動のこうした限界性を鮮明にしたのが有機農産物に関する基準議論であった。

極端に単純化して言えば、これまでの有機農業の中心的担い手たちは「提携の世界に基準はいらない」というだけの主張を繰り返し、消費者たちはより厳しい品質基準がほしいとだけ主張するに留まっている。前者の有機農業本流の議論からは、有機農業への世論の支持を今後の農業展開に積極的に活かそうという意欲

は感じられないし、後者の消費者たちの主張からは日本農業の実態に踏み込もうとする姿勢はみられない。そこには有機農業の実態やこれからのあり方についてのリアルで厳しい認識、さらには日本農業の今後についての具体的展望にかかわる示唆を読みとることはできない。

輸入オーガニック、WTOコーデックス有機農産物基準等は、消費者の声を背景としつつ、日本の有機農産物基準議論をより過激な方向へと導きつつある。コーデックス基準案が日本でそのまま適用されれば、日本の有機農業のかなりの部分が非有機農業とされるのは必至である。

しかし、有機農産物を他と明確に区別し得る優位な農産物としてその社会的位置を確立し、それをもって有機農業の発展に資するというような戦略路線を選ぶとすれば、合理的できちんとした基準を公的支援のもとに策定することは有意義だろう。その際、フランスのAOC（原産地呼称）制度は参考になる。日本の有機農業の実態を踏まえるならば、有機農業を経営として発展させていくための努力—そのための方策はもちろん基準策定だけという訳ではないが—は、いまきわめて重要な意味をもっているように思われる。

だが、有機農業を他と区別される存在として規定し、その自己規定を営業的独占に活用するという道は、有機農業を一つの軸として日本農業のあり方を組み立て直そうとする運動に対しては分裂的要素を持ち込むことにならざるを得ない。

日本有機農業研究会の設立趣意書に端的に示されているように日本の有機農業運動は、有機農業を一つの理想として掲げつつ、日本農業の農法構造のあり方を組み立て直そうとするさまざまな取り組みの共同戦線の構築という方向を志向していた。産直農業なども重なりつつ、農法転換をめざす戦線は幅広く構築されてきた。かなりの成功とみてよいだろう。その際の重要なポイントの一つは有機農業を狭く定義しなかったという点にあった。

もし、日本の有機農業が、基準によって狭く自己規定するという戦略を選ぶとすれば、有機農業は日本農業の農法転換への共同戦線の主役としての位置を明確に放棄すべきではなからうか。農法転換をめざす共同戦線における政策課題のほとんどは（安全性等のテーマも含めて）、基準によって狭く規定された有機農業固有のものではないし、基準によって排除される非有機農業も含む多様な主体によって担われる共同戦線において、狭義の有機農業がアブリアリには共同戦線の中核となり得ないことは当然だからである。

およそ以上のような局面認識を踏まえるならば、90年代における有機農業は、一方でいわば特殊な農業としての自立を図るというごく当たり前の課題を追究しつつ、他方で、日本農業のあり方を問い直そうとするさまざまな運動は、有機農業に安易に寄りかかることを止めて新たな戦線構築に進む、という戦略的展開にならざるを得ないのではないかと思われる。

○有機農業運動の出発点

戦後、高島町には、有機農業前史とも云うべき地域活動が展開されていた。とりわけ、1960年前後を第1の隆盛期とする青年団活動のエネルギーが、1970年前後の第2の隆盛期に点火し、社会構造や地域課題に切り結ぶ主体的な活動が行なわれていた。併せて、行政が主催する青年自治研や、青年研修所などの学習と討論を通して、社会的な認識を拓く若者が多かった。当時、農業の近代化は、目を見張るように進展していたが、70年に打出された減反政策を契機に出稼ぎ、兼業が増加し、農高卒の就業率が半減する。危機感を深めた青年団は、「出稼ぎ拒否宣言」をし、地域農業とふるさとを守る姿勢を鮮明にした。

一方、町の誘致企業の工場が大気汚染による公害を出しているのではという疑念が広がり、青年団は市民グループや専門家と一緒に調査活動に着手した。その結果、住民の健康障害との関係が明らかになり、煤煙の除去装置などの対策が講じられ、やがて工場は他所に撤退した。

その取組みを通して、青年たちは、足元を見つめ直し、公害は工業の側だけが派生するのではなく、農業の内側にも在ることに気付いた。近代化の最も有力な手段と信じていた化肥、農薬、除草剤などの化学合成された生産資材が、土を痛め、人間の体にダメージを与え、ひいては環境を汚染するという矛盾を知るに至った。すぐれた先覚者からの啓発を受けながら、高島の若い農民たちは立ち上り、1973年、38名の有志が参画し、高島町有機農業研究会が誕生した。その若い未知数の集団を、当時の農協のトップは積極的に支援し、事務局を農協の中に置いた。

有機農研は、その出発にあたり、次のような運動の柱を立てた。(1)安全な食べ物づくり(2)ゆたかな地力づくり(3)自給の回復(4)環境を守る(5)農民の自立という明確な目標である。当初は、その産物を消費者に供給することも視野の中になく、ましてや今日のような高附加価値の農業という戦略的な意図など全くなかった。

○創設期、手さぐりの実践

もう一つの農業をめざす志の高い集団ではあったが、モデルなしの手探りの実践は、受難の道であった。稲作については、化肥も、農薬も、除草剤も使わず、堆肥だけ施す完全無農薬栽培を基本とした。除草や虫の駆除などに多くの労力を投じ、「あれは嫁殺し農業だ」とか、「現代のドンキホーテだ」と非難された。しかも、出来秋の収量は4割減ほどに終わった。ただ、米の品質はすこぶる良く、べっ甲色の米粒に筋道の正しさを確言した。

3年目の夏、東北地方を空前の冷害が襲った。記録に残る51年冷害である。その秋、目を疑うような光景が現れた。半作以下の稲田が広がる中で、畦一本はさんで山吹色の稔りにゆれる田んぼの表情である。有機農法に取組む会員の手づくり稲作の成果であった。その後、S50年代の4年つづきの冷害も見事にのり切り、有機農業が異常気象に強い抵抗力を示すことを立証した。

○自給から産消提携へ

当初は、農家の自給、自立の運動として出発した有機農業ではあったが、したいに地力が養えり、作物が良くできるようになると、その余った産物を分けてもらえまいかという消費者からの要請が出された。果物や自給野菜などを、畑と農家の台所の延長の所で都市のめざめた消費者の食卓に届けてみようという実験が、産直提携の始まりとなった。最初は、首都圏の3つの消費者グループとの取組みから着手したが、これも農法と同じく試行錯誤の連続であった。とりわけ、米の産直は、食糧制度の枠組の中で難しい課題であったが、自主流通米のルートにのせて1976年、実現の運びとなった。消費地、生産地の双方で条件を整えるために奔走したことの所産である。やがて、提携グループも首都圏を中心に、米沢、山形、新潟、福島などの地方都市から、関西、四国まで広がり、70年代終り頃までには有機農産物の新しい流通ネットワークの骨格が形成された。市場原理を超えた人間の信頼感と、価値の共有が切り拓いた地平である。

○地域の中で市民権

有機農業による生産と流通、そして生活様式がしたいにその存在感を示し、地域の中で市民権を得るまでには10年の歳月を要した。1982年、第8回全国有機農業大会を高島町で開催するに臨んで、有機農研会員だけでは力量不足であり、町と農協の全面的な協力体制と、商工会、青年団、婦人会などの支援を得て、10町ぐるみの舞台がつけられた。北から南まで、延べ800名の参加者を得て、2日間の集会は内容の濃い波動を広げた。その大会スローガンは、「地域に根を張る有機農業運動」であった。以来、有機農研は同目的な集団にとどまらず、運動の点から面への広がりをめざし、地域変革の運動としての性格を帯びるようになる。ただ、提携活動の比重が増し、有機農業的経営が成立す

る条件が違いつつある一方で、消費グループの姿勢が色濃く反映し、生産者会員の姿勢に微妙なずれを生じた段階があった。その主体性と個性を伸ばしつつ、組織としての一体性を維持するために、産直部門を独立させ、ブロック制を取入れながら、研究活動、渉外活動、交流活動を継続してきた。

○新しい村づくりの展開

1986年、標高300mの中山間地域を抱える和田地区に、空散を水際で阻止したいという切羽詰った課題が直接の動機となって上和田有機米生産組合が結成された。除草剤1回使用の他は、化肥も、農薬も施用しない減農薬の稲作をめざして、75戸が参加し、3年目には130戸の集団に成長した。地区内650戸の農家からすれば、かなり高い組織率である。栽培基準を設け、圃場に立つての現場主義に徹し、入念な手入れをモットーとし、ゆたかな自然を活かした良質米づくりに照準を合わせた。菊地組合長のリーダーシップと技術力の高さは、直ぐに成果として現れ、数年にして有機米の小さなブランドに成長した。販路の開拓には私たちが力を入れ、消費者グループの他に、生協、横浜のスーパー、米穀業者、地酒メーカー、製麺、製菓、レストランなどと、多彩な取組みがなされた。流通経路は、自主流通米と特裁米のルートにのせ、農協経済連を経由した方式を取った。また、菊地さんが開発した独自の有機肥料の購買においても、農協支所を通じ、地域運動としての基本姿勢を鮮明にした。一方で、立教大の環境と生命ゼミのフィールドワークを受入れるなど、教育運動にも力を注いだ。

1990年、東西の冷戦構造が崩壊し、世界が激動する歴史の渦中で、これまで固有のスタイルで活動してきた地域集団や個人が、これまでの垣根を越えた学びの場の必要を痛感し、たかたか共生塾という自まへの学習機会を創出した。その自在で創造性に富んだ活動は、年を追って波動を広げ、現在、町内外に約100名の塾生を有するまでになった。学習の内容は、有機農業を母胎としつつ、環境、教育、文化、医療、地域づくり、国際交流まで、幅広いステージが組まれる。講座だけでなく、都市住民に発信して開催される「まほろばの里農学校」は、この夏で5回を重ねた。他に、大学生のファームステイ、農水省の行政官の現地研修、企業が企画した農業ツアー、グリーンツーリズムの研究会、各地の村おこしグループとの交流など、息つくいと間のないほどの日程をこなしている。鈴木塾長の大きな懐と、河原俊雄事務局長の精力的な実務能力に負う所が大きい。文化イベントの開催も含め、共生塾は新しい町づくりのシンクタンクとしての存在感を高めている。

○交流から定住へ、新しい流れ

首都圏の10指に余る大学のフィールドワークや、まほろばの里農学校に参加して、農業を体験し、自然の懐に抱かれて、作物や生き物たちの生命の鼓動にふれた若者たちは、ほとんど例外なしにカルチャーショックを受ける。と同時に、自信と誇りを持って農を生きる人たちとの交流を通して、その人生観とライフスタイルにひびき合う。その共鳴と感化の度合いの深い人は、何度も高島を訪れ、あらたな生き方を模索するようになる。そうした兆候を、私たちは「たかたか病にかかった」と呼ぶ。重症になると、ついに移住を決意することになる。1ターン、つまり都市をばなれて町内に定住した新まほろば人は、ここ4年間で30名をこえる。空き家を一軒借り、田畑も借りて、自給用の米や野菜を作る新農民たちである。ただ、農業だけで初めから自立することは難しいので、もう一つ生活費を稼ぐ仕事を見つけ、いわゆる第2種兼業農家からの出発である。この方式は、都市から農村へ、すうっと軟着陸するかなり現実的なスタイルであるようだ。もちろん、地域住民による受け皿づくりと定住後の支援協力が欠かせない条件となる。そうした新住民は、新しい感覚と血液を地域社会に注入し、活性化のインパクトとして機能している。最近、数組の結婚が成立するなどして、一見何も変わらないような農村が、しだいに元気になっていく様子が伺える。

○共生社会の小さなモデルづくりを

自然と人間の共生をめざす有機農業運動が環境にやさしいもう一つの技術的水脈を形成し、提携活動を通して都市市民と地域住民の共生の関係を創り出した。その延長線上で、都市から農村へ向う全く新しい潮流を形成する地点まで到着した。これまで、草の根の運動として展開してきた主体性を保ちつつ、地域全体のインフラの整備や、環境レベルの向上など、さらにダイナミックな推進力を求めるには、いよいよ行政の出番である。県や市町村自治体の力量と未来に対する責任が問われる場面である。さらに、実践の中から理論を構築する研究者や学会、情報機関の役割も重い。私たちは、価値を共有する人たちのネットワークをさらに広げ、どんどん垣根を越えた結びつきを強めていきたい。生命の糧を産む農の営みの根源性を基軸に、健康を支える食と医の融合、地域から地球に及ぶ環境の再生、育てることの営みに学ぶ教育の再生、耕す文化の母胎、自ら生きがいを生み出す福祉の生成、労働を舞踊となす余暇の充足など、トータルな価値を生む農のゆたかさによって、新しい地域創造に向いたい。新世紀に予見される生命文明の水先案内人になるような小さなモデルづくりをめざしつつ。

有機農業運動から見える「いえ」と「むら」
—「村落社会研究」と有機農業運動の接点を求めて—

秋田県立農業短期大学 青木辰司

はじめに

今日の「有機農産物」の盛況ぶりや、農水省あげての「環境保全型農業」の提唱等、我が国における有機農業を巡る状況は確実に変化しつつある。しかし、他方「有機農業運動のメッカ」と言われてきた山形県高島町の現状を見るかぎり、有機農業運動が大きな転換点にあることも否定し難い事実である。高島町の有機農業運動の母体である「高島町有機農業研究会」（以下「有機研」と略）の解散（平成8年3月）は、その象徴的事態とも言えよう。

こうした運動の危機は、いかなる要因によってもたらされたのか、その過程で「いえ」や「むら」は、いかなるものとして機能したのか否かを探りつつ、今後の有機農業運動の可能性と課題、さらには「村落社会研究」意義について、私見を披瀝したい。

1. 山形県高島町における有機農業運動の特質

高島町における有機農業運動の最も重要な特質は、地域的な組織展開にある。数多い有機農業運動の実践地区の中で、高島町のように町全域に亘って地域網羅的な運動の展開を見た事例は希少である。また「有機研」は、「日本有機農業研究会」発足の翌年の昭和48年に全国でも最も早く町単位の研究会として発足しており、その先駆性も等閑視できない。

高島町は、山形県内においても戦後の青年団運動の最も活発な地域であり、各種の青年の学習活動が有機農業運動の発生基盤となった。しかし、「有機研」設立の直接的な契機は、昭和45年に始まった米の生産調整政策であり、他方、農民の身近な問題としての農薬被害は、農業の化学万能主義の矛盾を農民自身が自覚するに十分な問題群でもあった。

昭和48年、高島町青年研修所主催の視察研修先からの掃途、協同組合経営研究所の築地文太郎氏の有機農業論に接した研修生諸氏は、有畜小規模複合経営にこそ、危機突破の可能性があると察知し、その後の検討を経て、同年9月に「有機研」が発足する。当初の会員数は41名、その大半が、青年団活動あるいは自治研修活動に参画していた当時20歳代の農家後継者であった。

2. 「有機研」の運動展開と地域的課題

日本の有機農業運動の重要な特質である、生産者と消費者の提携関係の形成に対し、「有機研」の実践の蓄積は多大な影響力を有して来たが、その過程は苦悩の軌跡とも言えるものであった。組織論的には、発足10年後の昭和58年における「ブロック制」の導入に見られる組織分化、技術論的には、重労働による農夫症的症候群による健康障害と、提携関係の持続は、都市消費者との崇高な理念の共有の一方、「無農薬無化学肥料栽培」は、農民側に多くの負担を強いる結果ともなった。

特に、有機農業実践農家の苦悩は、提携消費者と地域の非実践農家群（その団体としての農協）との確執に起因していた。農業の空中散布問題は、その中核的問題として立ちほだかり、「有機研」の組織分化の誘因ともなった。まさに、狭義の環境問題の地平での格闘史がここに見られ、環境問題の地域性が厳然として存在することを無視できない。

農業の空中散布は、総兼業化の結果としての農業労働力の高齢化・女子への依存度の増加への不可避的対応として、中下層の兼業農家にとっては死活問題でもあった。これに対し、点在する無農薬栽培圃場への農薬の拡散が、消費者からの苦情を募らせることになり、町長への空中散布即時撤廃要求が提携消費者団体から提出されるに及んで、「有機研」とその他の農家あるいは空中散布実施母体である空中散布協議会との対立関係が顕在化する。

こうして、農民の主体的な自立を目指す「前衛型運動」理念と、地域運動としての「ゆるやかな」連

帯を重視する「大衆運動」理念の対立が鮮明となり、「有機研」の組織分化ひいては解消を惹起することになる。

3. 有機農業運動における「いえ」と「むら」

「有機研」の解消は、「有機農業運動の可能性と課題」というテーマに対して、多くの示唆を含んでいる。実践農家の多くが、「むら」の経営上層によって占められている現実。しかし、発足後20数年の歴史的経過の中で、その子弟らが殆ど農業を継承していないという現実。限られた農家の「卓越性」が、「むら」の共同性・平等性原理に反し、運動の先鋭化が、実践農家の配慮にも拘わらず彼らを「むら」の社会関係から遊離させる結果に至ったという現実。これらは、運動の地域的な数延と持続的な発展にとって大きな桎梏となった。

都市－農村、工業－農業という二重の支配構造の下での農業・農村の自立化は、極めて困難な課題であることを、高島の運動の現実が如実に物語っている。農業空中散布問題は、農業の「近代化路線」の継承を主唱する農協と、「反近代化路線」に基づく産消提携運動を展開する「有機研」との相反する価値理念の対立を最も鮮明に反映した地域課題であった。農産物の販売という経済行為が、農業の使用・未使用という生産方式の相違によって、極めて具体的な利害対立を惹起し、結果的に運動の地域的展開に大きな障害となったことは否めない。

一方、こうした運動の苦悩の歴史は、新たな運動形態をも創出してきている。「上和田有機米生産組合」（以下「組合」と略）がその一つである。完全無農薬無化学肥料栽培を原則とした運動体の「有機研」に対して、「組合」は、低農薬一部化学肥料使用の栽培も含めた柔軟な対応を前提として、和田地区に組織的にも浸透し、農業空中散布の縮小化も果たしている。

また、町内には農事組合法人として有機農業を経営する「米沢郷牧場」を始め、多様な有機農業実践農家が存在する。これらの農家群は、「有機研」とは一線を画しながら、その実践過程における諸課題を克服する手法を外側から模索している。そうした意味では、「有機研」は、高島町における広義の有機農業運動の中核的な役割を果たしてきたと言っても過言ではない。

おわりに

「高島町全体を網羅した有機農業運動体づくりにつとめ、地域住民の皆様と共に大きな輪をもった運動を進めてゆく覚悟でございます…」今年3月、「高島町有機農業研究会の発展的展開のご報告とお礼について」と題して提携消費者に提示された挨拶文は、最後をこう括っている。

高島の運動史は、都市の消費者運動と農村の農民運動の連帯の困難さを暗示している。「心ある消費者」による援農や各種の物心両面から支援は、「有機研」の運動にとって掛け替えのないものであったことは事実である。しかし、そうした消費者にとっておいてすら、空中散布問題に代表される諸問題への認識は、地域的な制約条件下での有機農業の実践への「無理解」といえるものであり、「有機研」の息の長い運動展望を無視する結果とも言えるものであった。

新たな運動の「発展的展開」を課題とする高島の運動は、「いえ」の自立的な経営を基盤としつつ、多様な地域的連帯の必要性を主唱しているとも言える。「たかはた共生塾」による全町規模のまちづくり運動の展開は、有機農業運動を、狭い農業技術論・農民自立論から都市消費者との連携による地域づくりの中核に据え変える可能性を示唆している。しかし、昨今の「グリーンツーリズム」政策に見られるように、それが都市主導あるいは行政主導の論理に掬めとられれば、運動の発展も危うい。

こうした彼らの地域運動の成否は、彼ら自身の「しなやかな」実践力と同時に地域内部の農家や住民との連携、そして「消費者」の立場を越えた都市住民との新たな共生の可能性にかかっており、こうした果敢な挑戦に対し、研究者集団がどのような関わりが可能か、「のっぴきならない」関係にある我々には、調査研究者個人の在り方とともに、研究者集団の在り方をも問われ始めている。

＝番外編セッション＝

スライド上映会

世界農村社会学会ルーマニア大会に参加して

大友由紀子（十文字学園女子大学）

さる7月22日から同26日にかけて、ルーマニアのブカレスト大学で第9回世界農村社会学会（IRSA: International Rural Sociology Association）が開かれ、日本からも村研のメンバー約30名が参加しました。この学会のようすをスライド上映にてご報告いたします。また、当地で配布された学会プログラム、アブストラクトなども合わせて展示いたします。グラスを片手に、お気軽にお立ち寄りください。

—予定しているスライド—

開会式、アジア部会、報告会場、ジャパン・セッション、
ルーマニア農村博物館、エクスカーション、閉会式、
ブカレスト市内のようす *etc.*

◎ なお、参加された方の飛び入りのスライド、スナップも歓迎いたします。

どうぞお持ち寄りください。

1996年度第4回理事会

日時 : 1996年9月14日(土) 13時半～16時半

場所 : 中央大学駿河台記念館

出席者 : (理事) 相川、青柳、荒磯、大川、嘉田、黒柳、小林、坂本、
庄司、徳野、長谷川、東、松岡、永野、山本
(事務局) 細谷、水上

1. 研究委員会より(相川理事、徳野理事)

研究委員会主催の研究会を開催したことについて報告がなされた。

本年度大会のセッションの組み方について提案がなされ、セッションの座長候補などについて審議をおこない、承認された。テーマ・セッションの報告の順序について提案がなされ、審議の結果、決定された。

今年度大会に非会員の農家の方や市民グループの方が参加を希望しており、大会参加費をどうすべきかについて審議の結果、大会参加費は無料とすることに決定した。

今後の大会報告希望者の増加にともなうセッションの二部会編成については、今年度大会の状況をみてあらためて検討することが了解された。

さ来年度大会のテーマ・セッションについてテーマの公募をおこなったところ、1件提案があったことについて報告がなされた。

2. 『年報』編集について(庄司理事)

『年報 村落社会研究』(第三二集)を大会までに出版することが、執筆者の方々のおかげで何とか目処がついたこと、農文協側も、これまでの『年報』にはない企画、特集だと好意的に評価し、宣伝方にも努力するつもりであるとの意向を伝えてきているこ

となどが報告された。

『年報』の編集方針に関して、前回の理事会に引き続き若干の意見交換をおこなった。この問題は『年報』と『村研ジャーナル』との関係にも波及するが、今度これら寄せられた意見を前提に、今年度の大会時点を目処に一定の結論を得たいとの編集委員会の考えが示された。

3. 『村研ジャーナル』編集について（荒樋理事）

荒樋理事より、『村研ジャーナル』5号、6号、7号の編集状況について報告がなされた。

文部省に刊行助成の申請をおこなっていたが、今回は助成の対象とならなかったことについて報告がなされ、今後も助成の申請を続けていきたいとの編集委員会の方針が示された。

『村研ジャーナル』の広告について、前回理事会に引き続き、まずは理事の方に広告主の開拓をお願いしたいとの要請がなされた。

4. 国際交流委員会より（嘉田理事）

7月におこなわれたIRSAのルーマニア大会について報告がなされた。

4年の準備期間をへて今年の7月にアジア農村社会学会が発足したことについて報告がなされた。

IRSAより4年後（2000年）の大会を日本で開催してほしいとの要請が出されていることについて、報告がなされた。大会開催の可否については本年12月までには決定する必要があり、村研全体にとってきわめて重要なテーマであることから、10月の総会において村研としての意向のとりまとめをしたいとの提起がなされた。また、この件については「IRSA大会開催についてのワーキング・グループ」を形成することが提案された。このワーキング・グループは、2000年の大会開催を日本で引き受けるかどうかその可否について検討するための基礎資料を収集し、実現可能であるかどうかを検討し、その検討結果を今年度総会に提示して、総会での討議に寄与することを主旨としており、大会開催の可否が決定された段階で解散するものであることが説明された。審議

の結果、このワーキング・グループの設置が承認された。その後、このワーキング・グループのメンバーに関し、国際交流委員会のメンバーに加えIRSAの運営状況について詳しい会員にも加わっていただくということで提案がなされ、了承された。

5.学会研究奨励賞について（松岡理事）

学会研究奨励賞の運用規則および運用細則のワーキンググループ案が提出され、審議がおこなわれた。

6.大会事務局より（大川理事）

今年度大会の準備状況について報告がなされた。

非会員のテーマ・セッション報告者の大会参加経費についてある程度の補助をおこなうことが提案され、了承された。この件については事務局と大会事務局との間で調整することになった。

7.留学生会員について

相川理事より、留学生会員の帰国後の会費負担を軽減するためになんらかの措置が必要ではないかとの提案がなされた。この件については、長谷川会長と東副会長とで原案を作り、次回理事会で検討することになった。

8.アジア農村社会学会の評議員について

鳥越会員よりFAXにて、アジア農村社会学会の評議員について、国際交流委員長が今後機械的に就任するようにはどうかの意見が寄せられたことが報告された。この件については、次回理事会で検討することになった。

9.学術会議について

事務局より、村研が日本学術会議に学術研究団体として登録されたことについて報告がなされた。配分を予定されている推薦人の数は1人である。関連研究連絡委員会の指定に関してどの委員会を申請するかについて審議をおこない、社会学、経済史、農業経済学の順で優先順位をつけることになった。

日本学術協力財団より賛助会員入会のお願いが届いていることについて報告がなされた。この件については、次回理事会で検討することになった。

10. 次期事務局について

長谷川会長より、次期事務局については、弘前大学の武田会員と玉会員にお願いしたい旨の提案があり承認され、総会に提案することになった。

11. 次回理事会について

10月25日、村研大会会場にて開催予定。

国際研究会合参加者募集のお知らせ

国立環境研究所 青柳みどり

(e-mail aoyagi@nies.go.jp)

現在、地球環境問題に関して様々なレベルで様々なアプローチがなされています。しかし、自然科学系ではそれに関してIGBP（国際生態研究計画）など広いネットワークを形成しIPCC（気候変動にかかる政府間パネル）などの環境政策にも大きく寄与しているにも関わらず、人文社会科学系においては、そのようなものは存在していませんでした。ところが、最近ISSC（国際社会科学連合）の提唱でIHDP（地球環境変動の人間の側面）研究プログラムが組織されつつあります。この活動の一環として、オーストリアのウィーンにありまますIIASA（国際応用システム研究所）において、国際会合が開催されることになりました。個人参加、発表の申し込みは今年12月末を目途としており、会合は来年6/12-14に開催されます。社会学分野だけでなく、経済、政治など幅広い分野からの参

加を呼びかけています。日本からも、積極的な参加をお待ちしています。

○会合名：地球環境変動の人的側面（HDP）研究公開国際会合

1997 Open Meeting of the Human Dimensions of Global Environmental

Change Research Committee - IIASA Laxenburg, Austria: June 12-14, 1997

○特別全体セッション：地球変動に対する態度と行動

統合モデル (Integrated Assessment)

人間健康と地球変動

企業と貿易

環境安全保障

環境管理方法

技術変化

その他一般発表セッション：様々なグループ会合・モデリング等のパネル発表など

○発表内容の要約をつけた発表・個人参加の申し込みは12月末を目途として、下記の日本連絡先あるいは直接IIASAにお願いいたします。

会合事務局：Claudia Heilig-Staindl IIASA, A-2361 Laxenburg, Austria

TEL.43-2236-807 FAX.43-2236-72659 staindl@iiasa.ac.at

および

Sarah Gordon or David Major

Global Environmental Change Program

Social Science Research Council, 810 7th Avenue, NY 10019

TEL.1-212-377-2700 FAX.1-212-377-2727 gordon@ssrc.org.

国内連絡先：国立環境研究所 地球環境研究グループ

西岡秀三

e-mail snishiok@nies.go.jp

○なお、本件に関する情報は、Home Page <http://www.iiasa.ac.at> および<http://www.ssrc.org>で得られます。

会員異動（1996年9月30日現在、正会員数：397人）

<新入正会員>

久保田 裕子（国学院大学）
永松 美希（食品需給研究センター）
堀越 孝良（農業総合研究所）

大越 良裕（東北大学大学院）
保木本 利行（山形大学）
篠崎 正美（熊本学園大学）

<住所の変更>

藤原 久道（新住所）